

第四百十二回
会

参議院財政・金融委員会會議録第五号

平成十年二月十三日(金曜日)

午前十一時一分開会

委員の異動

二月十二日

辞任

岡崎トミ子君

菅川 健二君

補欠選任

角田 義一君

山崎 力君

出席者は左のとおり。

委員長

石川 弘君

理事

岡 利定君

河本 英典君

橋崎 泰昌君

久保 亘君

益田 洋介君

委員

大河原太一郎君

金田 勝年君

野村 五男君

林 芳正君

保坂 三蔵君

松浦 孝治君

伊藤 基隆君

今泉 昭君

角田 義一君

牛嶋 正君

志吉 裕君

三重野栄子君

笠井 亮君

星野 明市君

山崎 力君

衆議院議員

大蔵委員長

村上誠一郎君

國務大臣

内閣総理大臣

大蔵大臣

政府委員

総務庁人事局長

経済企画庁調査局長

大蔵政務次官

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房金

融検査部長

大蔵大臣官房総

務審議官

大蔵省主計局次

長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融

局長

国税庁次長

国税庁課税部長

事務局側

常任委員会専門

員

株式会社日本興

業銀行取締役会

長

元大蔵省証券局

長

日本銀行理事

日本銀行信用機

構局長

橋本龍太郎君

松永 光君

中川 良二君

新保 生二君

塩崎 恭久君

武藤 敏郎君

原口 恒和君

溝口善兵衛君

藤井 秀人君

山口 公生君

黒田 東彦君

松橋 晴雄君

乾 文男君

小林 正二君

黒澤 洋君

松野 允彦君

山口 泰君

増淵 稔君

○平成九年度の新生産調整推進補助金等につ

いての所得税及び法人税の臨時特例に関する法

律案(衆議院提出)

○委員長(石川弘君) ただいまから財政・金融委

員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨日、岡崎トミ子君及び菅川健二君が委員を辞

任され、その補欠として角田義一君及び山崎力君

が選任されました。

○委員長(石川弘君) 参考人の出席要求に関する

件についてお諮りいたします。

預金保険法の一部を改正する法律案及び金融機

能の安定化のための緊急措置に関する法律案の審

査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行

信用機構局長増淵稔君の出席を求めたいと存じま

すが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答へあり〕

○委員長(石川弘君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたします。

○委員長(石川弘君) 預金保険法の一部を改正す

る法律案及び金融機能の安定化のための緊急措置

に関する法律案を一括して議題といたします。

本日は、両案審査のため、参考人として株式会

社日本興業銀行取締役会長黒澤洋君及び元大蔵省

証券局長松野允彦君の御出席をいただいております。

参考人の方々は、御多忙のところ、本委員

会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

当委員会におきましては、預金保険法の一部を

改正する法律案及び金融機能の安定化のための緊

急措置に関する法律案の審査を進めております

が、本日は特に参考人の方々の御意見を伺うこと

となりました。

これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○角田義一君 まず、黒澤参考人にお尋ねいたし

ます。

今回、おたたく銀行が検査庁の家宅捜索を受

け、しかも当時の常務であった梅津さんが贈賄容

疑で逮捕されるという事態が起きたことは参考人

も御承知のとおりだと思います。世間様ではおた

く銀行は名門銀行、こういうふうに出ておる

そうでございますが、その銀行でこのような不祥

事が起きて、預金者を初め国民は大変怒ってお

ると同時に、銀行の信用というものがこれによつて

また失墜するのではないか、こういう気持ちを持

っておると思うんですが、会長さんとしてこの

事態をどのように認識されておられるのか、お尋

ねいたします。

○参考人(黒澤洋君) ただいま角田先生からの御

指摘でございますが、おっしゃいましたように、

私どもの元役員が道路公園に対する接待疑惑とい

うことで逮捕されました。それから、私どもの銀

行が家宅捜索を受けたということで、私どもも大

変なショックを受けておりますけれども、それよ

りも世間に変な御迷惑をおかけいたしましたこと

とを心からおわび申し上げたいと思います。御列

席の先生方にも大変御迷惑をおかけしました。非

常に深く反省しております。

この事態を厳粛に受けとめまして、興業銀行を

今後こういうことが再び起こらないようにしっか

りした銀行にすべく、役員一同、決意を固めて

おります。ということでございますので、角田先

生の御了解をいただければと思います。

○角田義一君 参考人は、今回の事件の客観的な

事実、報道されております逮捕事実、それがわい

るの認識があったかとかという心情的な問題はさておきますが、客観的な事実そのものの存在はほぼ間違いないだろうという御認識でございませう。

○参事人(黒澤洋君) ただいま角田先生のおっしゃいましたとおりでございまして、ただいま檢察の捜査を受けておりますので詳細を申し上げるのにはちょっと差し控えていただきたいと思います。ですが、世間で言われていることはほぼ間違いないということでございます。深く反省しております。

○角田義一君 参考人はこの事件の当時は御行の頭取さんをやっておられたわけでございますが、この梅津元常務がやられたことは梅津さん御自身、単独でいろいろ計画されてやられたことだという御認識でしょうか。それとも、ちょっと言葉はきつうございませうけれども、頭取さんも御承知の上でこういう接待をされたというふうに理解してよろしいんですか。明確にお答えいただきたいと思います。

○参事人(黒澤洋君) ただいま先生の御質問でございますが、一般に私も接待を行いますときは各部単位でいたします。したがって、部長以下で相談して接待を決めます。ただ、頭取以下、あるいは先方の社長以下、あるいは公団であれば総裁以下、年一回ぐらいの、私もトップ懇親会と言っておりますが、これは全体であります。それは私も認識した上でやっておりますけれども、普通の接待は部単位で行われます。

○角田義一君 参考人にお尋ねいたしますが、当時、道路公団が発行する外債の引き受けをめぐりまして、名前をはっきり言いますけれども、野村証券さんが幹事をとりたいたいということで非常な活動もされてきている、接待攻勢もかけてきていると。今まで伝統のあるおたくの銀行も、これは放置できない、対抗上やはりしかるべき接待もやらなくちゃいけないんじゃないか、こういう行内の雰囲気なりそういうものがあって梅津さんがおや

りになったのではないかとというふうに思うのが普通だと思ふんです。梅津さん自身の判断でこれだけのことができたというふうには普通の人は考えないんじゃないかと思いますが、頭取さんはその辺のことは承知の上でやらせておたということなんですか。当時の頭取としては全く知らない、これはあくまで梅津個人でやったことだ、部長職としてやったことだということなんですか。再度お尋ねいたします。

○参事人(黒澤洋君) ただいまの御質問でございますが、金融自由化以後、証券、銀行入り乱れまして大変な競争になったのは事実でございます。ただ、私どもは野村証券が非常に攻勢を強めておるので対抗上何かしなきゃならないという意識は全くございませんでした。

○角田義一君 私がお尋ねしておるのは、今、頭取が言った競争が激しいという中で接待攻勢が行われたというのは、そういう背景があつて行われておることはもう事実なんです。私がお尋ねしておるのは、井坂さんに対する接待攻勢というのはあくまでも元常務梅津さんが単独でおやりになったことなのか、独断でおやりになったことなのか、それとも上層部であるあなた方も承知の上でやらせたのか、そのことをお尋ねしているんです。

○参事人(黒澤洋君) 先ほど申し上げましたように、こういった接待は部単位で行われますので、接待について一タトップまで了解を求めてくるのか、あるいは事後報告が来るということはありません。

ただ、これは梅津本人が一人でやったことではありませんが、証券部あるいは証券部担当常務という段階で行われております。

○角田義一君 それでは、興銀さんがずっと独占をしてきたものが野村さんに参入される、それをまた奪還するということのような事実があるわけなんですけれども、そういう事実について頭取は当時の常務さんから報告を受けておりますか。その事実

は知っておったんじゃないでしょうか。野村さんが入ってきたり、あるいはまた自分たちがとったりというような激しい競争をやられているという事実関係は頭取さんに報告があったんじゃないんですか。

○参事人(黒澤洋君) ただいまの御質問でございますが、野村証券が入る前に東京銀行と日本長期信用銀行が幹事に入ってきておまして、私どもは勝った負けたりと、野村も入ってきたと、これは勝った負けたりの世界だという認識でございまして。

○角田義一君 くだいようですけれども、そうすると接待攻勢の結果、あるいは接待とは全く関係ない、こういうふうに言い切れるのでございませうか、どうでしょうか。

○参事人(黒澤洋君) 二つ申し上げたいと思ひますが、接待の結果をういった幹事が決まるというふうには私どもは認識しておりません。

ただ、接待というものが当時の社会通念といひますか、というようなことを私どもの頭取が記者会見で言ったというふうに報道されておりますけれども、西村頭取自身も当時の社会通念と思つたのは間違いないであつた、深く反省しているというふうに言っております。私どもは、あいつ接待が幹事と関係するしないにかかわらず、ただいまの社会通念と関係なく、そもそも高額の接待を公務員ないしは準公務員にするのは間違ひであるというふうに思っております。

○角田義一君 それは現在の御認識ですか、それとも当時からそういう御認識でございませうか。

○参事人(黒澤洋君) これはやや個人的な感想になりますが、当時から例えばいろんな会社とか公団の総裁以下と頭取、副頭取以下で何人かで会食などをいたしますと、一人五万円とか七万円とかいうようなことになりました。これは私は当時からちょっと高過ぎるなと。

先生御承知のように、外国に行きますと、会食というのは大体一人百ドル、幾ら高いワインを飲んでも二百ドルまでいかないというのが普通でございまして、一何千円というのが常識なんです。我が国でやりますと五万円、七万円、あるいはそれ以上というふうなことになるまで、ところが残念ながらこれは何十年と続けておりますので、おかしいなというふうには思ひながら、やめることができてやっておりますのが実情でございまして。

ただ、私もよくよく申し上げますが、刑法に書いてありますように、百九十七条、百九十八条の条文に書いてありますように、公務員、準公務員にそういう行いをするとか自体が間違ひであるということはよくわかっておりますので深く反省しております。

○角田義一君 この問題については今檢察が捜査していただきますけれども、日本の一流銀行が言うところの社会通念と当時考えておつたものと庶民感覚とでは雲泥の違いがあるということをやはり人のお金を預かっている方は認識してもらわなきゃ困るんじゃないかというふうには私は率直に思ひますね。

まことに失礼ですけれども、おたくの銀行はかつて料亭恵川というところの尾上縫という一人の女性に四千百億円というお金を貸して、これが焦げつきになったようでありまして、現在、この始末はどうなつたでしょうか。

○参事人(黒澤洋君) 先生のまず最初の御質問にお答えいたしますけれども、私どもは当時の社会通念であつた接待は許されたというふうには考えておりません。あれ自体が間違ひであつたというふうには考えております。

それから、今、料亭恵川に対する四千八百億円というお話がございまして……

○角田義一君 四千百億円ですか。

○参事人(黒澤洋君) 四千百億円ですか。失礼いたしました。

○角田義一君 私が調べたところでは四千百億円。

○参考人(黒澤洋君) それは累計額でありまして、料亭恵川に対する貸出金は、すべてワリコーを買ってもらって、そのワリコーを担保に行われた貸し出しでございます。ですから、百億買ってもらって九十九億五千万ぐらい貸す、こういう種類の話でございます。ただ、私どもは目が節穴だったわけでございますが、その百億を借りるお金を捻出するのに東洋信用金庫という信用金庫にせ定期を使ってお金を調達したということが見抜けなかったわけでございます。私どもは尾上縫を信用して貸したわけではなくて、私どもが売りしましたワリコーを持ってきてお金を貸してくださいと、預金担保でございますので、そういうことで御了解いただければと思います。

○角田義一君 いや、私が聞いているのは結末はどうだったかということでございまして、おたくの銀行としては何の損失もなかったということになるんですか。

○参考人(黒澤洋君) 若干の損失はございました。これは、子会社の興銀リースが貸してありましたのがございまして、それを引き取ったりなんかしたことがありますので百億前後の損がございしますが、それだけでございます。

○角田義一君 頭取、申しわけないんだけれども、僕らの感覚で言うと、百億程度の損害、その程度でございますというのとはもう全然びんときません。百億といったらえらい金ですよ、あなた。失礼だけれども、その百億の損失が出て、当時の頭取であつたあなたはどのような責任をとられたんですか。おとがめなしですか。自分が頭取ですからあれですけども、百億の損害を出しても頭取自身は何の責任をとらなくてもよかつたんですか。それをちょっと聞きたいんです。

○参考人(黒澤洋君) 百億程度というのは約百億という意味で申し上げましたので、百億のように少ない金額というつもりで申し上げたつもりはございません。そういうことでございまして。

○角田義一君 あなた自身はどうだったんですか。

○参考人(黒澤洋君) 私は、あのときも国会に呼ばれてまして、こういうことを二度と繰り返さないように行内体制をきちんとしていくということが私に課せられた責務だと思いますというふうに申しまして、その後、行内の審査体制などを厳しくいたしました。私としては行内を厳しく刷新したつもりでございます。

○角田義一君 私は参考人と議論するつもりはありませぬけれども、世間様の常識からいえば、百億という大きな大変な損失を銀行に与えて頭取さんが無傷でおるといふことは、私は我々の世間の常識からはちよつと通らないと思います。日本の一流銀行というものがそういう体質であるということは大変私は驚きであります。

そこで、今回預金保険機構の改正案が出てきているわけですが、大蔵省は金融債も保証するという態度をとっておりまされども、金融債等については御承知のとおり保険料を払われてございませぬ。おたくの銀行も金融債を発行していると思ひますが、おたくはそう心配はないと思ひますけれども、これらが仮に制度として金融債で保証するといふときに、保険料を全然払わずに公的資金を導入するといふことになると、これはとてもじゃないけれども国民の理解は私には得られないと思ひますけれども、これは銀行協会の内部で、あるいは興銀さんとしてその辺はどういうふうにお考えになっていきますか。これは負担せにやいかぬのかな、いやそれはもう負担せぬでもないんだ、国家がやってくれることだから関係ないというふうにお考えになっておりますか。

○参考人(黒澤洋君) 本件につきましては、私どもだけでなく、日本長期信用銀行、日本債券信用銀行、商工中金、農林中金、それから元東京銀行、今の東京三菱銀行、これだけ金融債を発行している銀行がございまして、この銀行がみずから発案するという性質のものではございませぬで、御当局において金融債を預金保険機構に含める場合にはどの程度の保険料を取るべきかということを現在御審議中というふうに承っております。

私どもはその御結論に従つつもりでございます。○角田義一君 それならそれでこれはもう政府に、はっきり私は申し上げて、保険料を徴収していただきましよう。そうじゃなかったら、とてもじゃないけれども国民は納得しないというふうに思ひます。

それから、もう一つ最後にお尋ねいたしますが、御行は海外で約十億ドル程度の優先株を発行して資金を調達するというようなことが新聞報道でされております。今回のこの金融安定化のための措置法案では、銀行さんにも優先株を発行してもらつとか、あるいは劣後債を発行してもらつとか、いろいろ考へておるようですけれども、興銀さんとするこの新しくできる日本の制度を利用するといふ考へは全くないわけですか。もう海外で十分だ、資金調達はできると、こういうふうにお考へてございませぬか。そのことだけ最後にお聞きします。

○参考人(黒澤洋君) ただいまの先生の御質問でございますが、昨日、ニューヨークで十億ドルの債券を発行いたしました。期限十年でございまして、これはいたずらに公的資金を待つだけでなくて、自分でも努力せにやいかぬという考へでやりましたことでございます。

ただ、政府御当局におきまして、あるいは国会において御審議されております三十兆、十七兆と十三兆のこの金融安定化法案は非常に大事でございまして、私どもはこれに参加するということについて、あるいは公的資金をいただくということについて慎重に検討しております。ただまだ御当局から正式のお話ございませぬものですが、私どもとしてはもちろん前向きに受けとめております。自分で調達したから要らないなどということは決して考へておりませぬ。

○角田義一君 私、頼まれても困るんだけれども、まあわかりました。それでは、松野参考人にお尋ねいたします。

国会に参考人に来ていただいておりますわけでありまが、例の山一の関係で当時あなたが相談にあつたことが歴代の証券局長には引き継ぎがされていなかったというふうなことでございませけれども、証券局におきましてこの飛ばしのことを処理するのは業務課長であるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○参考人(松野允彦君) この飛ばしという言葉の問題でございますが、当時、私どもの認識では、飛ばしというのは基本的に企業と企業間の株式を使った現先取引であるという認識でございまして、その取引は、通常は企業間で直に行われる取引でございまして、もちろん中にはその取引を証券会社が仲介するという行為があるわけでございますけれども、そういう証券会社が仲介するということになりますとこれは証券会社の業務になりますので、そういう意味では、御指摘のように、担当は証券会社の業務一般を監督しております業務課であるといふことは言えると思ひます。

○角田義一君 あなたが証券局長をやつておるときの業務課長さんは堀田隆夫さんであると思ひますけれども、間違ひございませぬか。

○参考人(松野允彦君) そのとおりでございます。

○角田義一君 その業務課長の堀田隆夫さんには山一から相談を受けたことについてあなたは話してございませぬか、当時、どうですか。

○参考人(松野允彦君) 私が相談を受けました内容は、今申し上げたような飛ばし取引の適法性の問題、つまり法律に違反するかどうかという問題でございまして、私はそれに対して、その当時は、今申し上げたように、株式を使った現先取引ということであればこれは証券取引法に違反する取引ではない、したがってそれを仲介する行為も違法取引にはならないと。ただ、証券会社がその過程で引き取ることを約束したりあるいは現実に引き取るということになりますと、その引き取り値段によつては損失補てんの問題が生ずるといふような、当時、証取法を改正していただきました

損失補てんを新たに証券取引法の禁止行為にしたわけですが、そういったようなお話をし、あとは基本的には経営者の判断の問題であるというふうに申し上げたと記憶しております。

したがって、法律の枠内で証券会社の経営者がどう判断するかという問題でございまして、あえて私はそれだけの問題だというふうに認識をしておりましたので特に担当の業務課長に話したこともございせんし、引き継いだこともございせん。

○角田義一君 山一というのは、失礼ですけども、前歴もあるし、要注意会社ですよ。要注意証券会社ですよ。これは。その相談を受けたことを業務課長に何も話していないというのは私は信じられない。そして、あなたの当時の部下の業務課長さんが今何をやっておるかというたら、証券取引等監視委員会の事務局長さんですよ。こういうことですよ、実態は。これ、どう思いますか、参考人。

○参考人(松野允彦君) 今申し上げましたように、この飛ばし取引に伴いましてもし証券会社に問題が起るとすれば、その飛ばし取引を仲介している過程で証券会社が何らかの約束あるいは補償をするという行為、あるいはその飛ばし対象になつております株式の時価よりも高い値段で引き取るという行為でございまして、これはまさにそのとき損失補てんが非常に問題になりまして、証券取引法を改正して禁止行為にし、罰則まで適用できるようにしていただいた行為でございまして。

そういった行為をよもや行うというようなことは到底考えられなかったわけですが、今回の山一の破綻に際して、私詳細を知る立場にはございせんが、簿外債務があるというようなことが言われております。もしそういう飛ばし取引に絡んで行われたということであればこれは大変残念なことではございますけれども、当時の私の感じとしては、あれほど損失補てんについて大騒ぎをされた時点でありながら、あえてそういうこと

をするというようなことを考えることは到底できなかったというのが率直な感じでございます。

○角田義一君 同僚議員からもお尋ねがあると思いますが、きょうのある全国紙に載っておりますが、参考人はごらんになっていかうかわかりませんが、大変ショッキングな記事が載っております。要するに、当時の三木副社長が一九九一年にあなたを訪ねたときに、山一の飛ばし取引の問題についての処理の仕方について、山一の体力に比べて数年かけて処理していくしかない、と、山一の元役員は当時の三木さんから大蔵からはそういうふう言われているんだということ聞いていて、きょう出てくるわけですよ。これはやっぱりあなたは実態をちゃんと知っておいて、数年かけて山一の体力に比べて処理する以外にないんじゃないかと、しかも海外での処理も含めた示唆をしているわけですから、全部承知しておいたと違うんですか。どうなんですか。これは最後の私の質問です。あとは同僚議員が続けて質問すると思います。

○参考人(松野允彦君) 私が三木副社長、当時たしか副社長だったと思いますが、から相談を受けましたのは、あくまでも今申し上げたような飛ばし取引の処理、適法性の問題、あるいは処理に絡んだ証券会社の責任といいますが、あるいは適法に処理できるというふうなこの問題でございまして、私の記憶するところ、もちろん今御指摘のありましたような事実はございせんし、あるいは全体の一体どの程度あるのかというようなことを聞いた記憶も全くなしでございます。あくまでも飛ばし取引の問題とすることで私が相談を受け、それに対して基本的に経営者が判断する問題だというふうにお答えをしたというのが私の記憶でございます。

○角田義一君 あと一分ありますからお伺いしますけれども、海外でも選択肢があるじゃないかというふうなニュアンスのことを衆議院の大蔵委員会でも言っておられるんですけども、これはどういう趣旨ですか。

○参考人(松野允彦君) この飛ばし取引というのは、先ほど申し上げましたように、基本的に現先取引という形をとっているわけですが、現先取引というものは企業と企業、あるいは企業と機関投資家でもいわけですが、そういったものの間で行われる短期の条件付きの売買、当事者間ではこれは株式担保の短期金融取引であるというふうに認識をされていたと思います。そういったことからいいますと、その仲介の相手先をだれというふうに特定する必要はないということですが、当時申し上げたかもしれないという記憶がございしますが、いずれにいたしましても証券法に触れる行為ではないということも明確に申し上げたのではないかと思います。

○角田義一君 じゃ、それは海外のペーパーカンパニーでもいいというふうな山一さんはとったんじゃないでしょうか。これが一つ。

それからもう一つ、そういう飛ばし取引をめぐって山一証券以外の証券会社から御相談を受けたことがあるでしょうか、ないでしょうか。そのことを聞いて私の質問を終わります。

○参考人(松野允彦君) ペーパーカンパニーということになりますと、これは今申し上げたようないわゆる実態のある企業間の現先取引ということにはなりません。これはもう証券会社がその取引の相手方となつて引き取ったということになるわけでございますから、これは場合によっては損失補てんの問題が生じてくるわけですが、ペーパーカンパニーがよいというふうなことは到底、私が言った記憶もございせんし、そんなことを言うことはあり得ないというふうに私は思います。

ほかの会社からどうかというお話でございまして、私が証券局長をやっておりました間に飛ばしに關連いたしました証券会社が幾つか自分で引き取ったケースがございまして。これは法律の系統にのつて行つたわけですが、そういう場合には、記憶は余り定かでないと思いますが、今申し上げたような一般的な処理の方法について意見

を言ったことはあるかもしれませんが、基本的には私の記憶では証券会社がみずから判断してそういう処理をしたというふうな記憶はございせん。

○角田義一君 終わります。

○益田洋介君 お二人の参考人の方、本日は大変御苦労まででございます。

まず、私は黒澤参考人に若干の質問をさせていただきます。九日、東京地検特捜部が興銀の本店を家宅捜索いたしました。そして元常務でありました梅津興三容疑者を逮捕容疑で逮捕しました。その際、同日、西村正雄現頭取が都内のホテルで記者会見をした。そして、この元常務による元道路公団財務担当理事への接待については、当時としては社会的通念の範囲内であった、というコメントを述べられている。それで、井坂前理事に対して梅津興三容疑者自身が贈賄をしたという対象となつている金額は百五十一万円相当。しかし、興銀全体としては四百七十五万円に上ると言われている。この辺について、やはりこうした接待というのは黒澤会長のお考えでは社会的通念の範囲内であると、そのようにお考えですか。

○参考人(黒澤洋君) ただいまの益田先生の御指摘でございますが、私は当時としてもこれは社会的通念の範囲内を出るものであるというふうに思っております。

西村頭取も、記者会見で述べましたのは、当時社会的通念の範囲内と認めていたことと自体が間違っていたと最大反省点であるというふうに申し上げたつもりであつたんですが、新聞には当時の社会的通念の範囲内というふうな報道されて極めて残念であるので私にぜひその点は自分の真意も伝えてほしいというふうな言っております。

私自身は、先ほどの角田先生の御質問にお答えいたしましたように、当時から五万円も七万円もするような宴会というのはいつまでもやれるのかなというふうに思っておりますが、先ほど申し上げ

げましたように、だらしない話なんです、何十年と続いている習慣なものですから、やめることができないということになりまして、まことに残念でございます。

ただ、先ほど申しましたように、これは刑法の百九十七条、百九十八条にも触れることでございまして、私どもとしては公務員、準公務員との接待は全面禁止ということでしたしております。

○益田洋介君 それでは、具体的にこの記者会見の内容について、西村正雄頭取に黒澤会長としては苦言を呈された、あるいは公の場で訂正をするようにという進言をされましたか。

○参考人(黒澤洋君) 私は、苦言を呈するということはありませんので、西村頭取から、いや、自分はこういうふうに言ったつもりなんだが、これが新聞に間違えて報道された、これが残念であるということを書いて、そうかということでございます。したがって、西村頭取としては当時の社会通念の範囲内であったということを書いた覚えはないということでございます。

○益田洋介君 それでは、事実無根のことを報道された、そういう見解でいらしたならば名譽回復のために何らかの法的な手段を新聞社に対してとおつもりですか。

○参考人(黒澤洋君) これは、事柄の性質からいって、新聞はコメントの前半もしくは後半を報道するということとは時々ございまして、ちょっと繰り返しますが、西村君が記者会見で言ったことは、当時社会的通念の範囲内であったことと自分が間違えて最大の見解点であるというのが彼の趣旨でございます。当時は社会的通念と思っていたかもしれないが、それが間違っていたと、ただいま最大これを反省しているというのが彼の趣旨でございます。

○益田洋介君 報道されている内容はそういうことじゃないんですよ。社会的通念の範囲内だったと強調したと書いてある。大変な違いじゃないですか。

すか。

ということとは、こうした接待をしたことと自分が間違えてはなかった、正しいことだった、社会的規範のようになったことだと、そういう主張をされていることになり、反省が見られないということになるんですよ。いかがですか、その点はっきりしてください。もし間違えた報道だったら訂正すべきでしょう、あるいは訂正を依頼すべきでしょう。そういう行動に出ないということは是認しているということですよ、この記事を。違いますか。

○参考人(黒澤洋君) 社会的通念を当時としても外れていたということとは間違いのない事実でございます。新聞に訂正を申し入れるなりなんなり、これは西村君と相談いたします。

○益田洋介君 相談した結果を報告していただきたい、当委員会に。よろしいですか。

それで、要するに日本興業銀行というのは長信銀の中のトップなわけですよ。鉄鋼とか造船、鉄道、電力などという日本の基幹産業、国策産業に対して長期の資金を融資するいわば国策銀行として出資していたわけです。ところが、金融債の発行で資金を調達するのは、そうした独自性というのは、各大企業は、特に優良企業は資金調達を銀行借り入れからむしろ債券発行などにシフトしてきている、興銀独自の独自性を発揮する場所がだんだん狭められてきた。例えば、七五年の長信銀の長期貸し出しにおけるシェアというのは二〇%あった、九五年に至っては一%に低下して、逆に都銀がこの二十年間に二九%から四五%に上昇してきている。

ですから、興銀として独自性を生かして生き延びる道がだんだん狭められてきた。そこで、うまみがなくても道路公団のメインバンクであったとされている興銀がやはり二、三年に一度は外債発行の主幹事をやらなければならぬ、そういう立場に置かれていたのが今回の接待攻勢につながったというふうに見えるわけですが、いかがでしょう。

○参考人(黒澤洋君) 益田先生の御指摘のとおり、長信銀行の長期貸し出しのシェアが年々下がって、おるのは御指摘のとおりでございます。

ただ、長信銀行のやっております長期貸しと都市銀行のやっております長期貸しの間には大きな差がございます。私も長信銀行がやっております長期貸しは、十年四%といったところから十年間四%です。都市銀行のやっております長期貸しは、六カ月とあるいは一年ごとにその金利がそのときの金利に応じて変わる長期貸しでございます。したがって、十年とか十五年の年次で工場を建てる、あるいは工場を建てて償却する、あるいは建物を建てる、何を建てるというときに、興業銀行あるいは長信銀行から借りた資金は十年間四%固定でございますので非常に長期資金の質が違ってくる、これが言えるのではないかと思います。

それから、先生の御指摘の第二点でございます。私どもが長期貸しのシェアが下がったことに焦りを感じていろいろやったのではないかと御指摘でございますけれども、私どもはおっしゃったような七五年から九五年にかけて急速に国際化の業務を進めたいたしました。七〇年代の初期まで興業銀行はほとんど国際業務をやっておりませんでした。現在、国際業務の割合は三割でございます。アジアを初めとしていろんなところで資金需要がございます。プロジェクトファイナンスというのもございます。そういう面でも新しい分野を大いに生かして頑張っております。

したがって、長期信用銀行として私どもの分野がだんだん狭まって焦りを感じているということはないと私は思っておりますので、先生の御了解をいただければと思います。

○益田洋介君 それが了解できないからこういう問題が起きている。そんなに追い込まれてもいない十分な、またマーケットで好評な長期のローンを提供している銀行が何でこれだけの接待を道路公団の井坂元理事にしなきゃいけなかったのか。しかも、これは今始まったことじゃない。九一年

当時から既に始まっている。大阪の信用金庫の事件、東洋信用金庫の事件あたりからもう既にそういうことが始まっている。

三年で贈賄罪の公訴時効というのがありますが、その当時のことは検察当局としても関心は持っていないかもしれないが、なぜ長期にわたってこういう過大な接待をしなきゃいけなかったのか。私が言っているのが理由じゃないか、ほかに理由はあったんですか。

○参考人(黒澤洋君) これは、益田先生のお言葉ではございますが、同じことの繰り返しになります。恐縮でございますが、私どもは主幹事をとるうとして接待しているのではなくて、従来からずっとやっております接待を繰り返していただけてございます。

ただ、だからいいということとは言っておりません。これは、当時としても社会通念を超えるような接待をしていったということでございます。繰り返すにようになりますけれども、刑法の百九十七条、百九十八条に触れる問題でございますので私どもとしては大いに反省しております。

それから、九一年の大阪の料亭の持ち主に対する貸し出しでございますが、これは、先ほど申しましたように、普通の銀行でいいますと預金担保の貸し出しでございますので、性質がちよっと違うことかと思っております。

○益田洋介君 九一年の東洋信金のことは思い出したくないかもしれない、よくない記憶だと思えますけれども、預金証書を担保にした。この預金証書は偽造されたものだったんでしょ。だから性質が違ふというところにならないじゃないですか。それだけ不注意なことをやってきているわけですから、おたくの銀行は。

それと、もう一つ言えるのは、主幹事をとるために接待をしたんじゃないんだ、こういう接待を継続的に今までもずっとしてきたということをおっしゃったが、それだったら、今回逮捕された梅津興三さんだけじゃなくて、今までもずっとおたくの銀行はこういう犯罪に匹敵するような接待をし

てきたということになるわけですか。

○参事人(黒澤洋君) ただいまの益田先生の御質問の第一の点ですが、私が預金担保と申しましたのは言葉が足りませんで、ちょっとわかりやすく申し上げますと、大変失礼なんです……

○益田洋介君 預金証書を担保にしていた。

○参事人(黒澤洋君) そうではなくてワリコーを担保に、つまり普通の銀行でいうと預金担保と同じようなことをやったということで、私もワリコーを売りまして、そのワリコーを持ってきてお金を貸してくださったという、普通の銀行が預金したから預金証書を担保でお金を貸してくれということと同じでございます。

ただ、この女性がワリコーを買った資金は東洋信金のにせ定期預金証書でよその銀行から借りたお金であったということが後から判明したわけでございます。これがまことに残念でございます。

それから第二点でございますが、こういう接待を繰り返してきたというのは、当時としてもやはり過大であった、間違っていたということ、私も深く反省しております。

以上でございます。

○益田洋介君 数回の接待の中で、井坂前道路公団理事の部下である大蔵省からの出向者の当時の経理部長、それから資金課長らが同席したそうした宴席に頭取時代に黒澤会長は同席されたことはあります。

○参事人(黒澤洋君) 今おっしゃったような井坂理事、経理部長などがされた席に私は出たことはございません。

○益田洋介君 間違ひありませんね。一回もありませんか。

○参事人(黒澤洋君) 間違ひございません。私が井坂理事と宴席で同席したのは二度か三度と思っておりますけれども、これは総裁以下、頭取以下、一年一回やる宴会がございまして、先方も四、五人様、こちらも四、五人出まして、これは

ごく昨今の経済情勢、一般情勢などについて意見を交換する席でございまして、そこは総裁、副総裁、理事の方だけが出る席でございまして、私どもは頭取、副頭取、担当役員という席でございまして。

以上でございます。

○益田洋介君 一九九一年八月三十日の衆議院の証券金融特別委員会、参事人はこのときも参事人として聴取を受けております。その中で、菅野委員からの質問で、興銀本体で九億二千万、関連会社で四百億円近く末野興産に融資しているではないかと、結局この東洋信金のにせ証券事件には背後に暴力団の影があったと当時言われていた、こういうふうな関連について黒澤参事人は一切否定をされている。末野興産についても否定をされている。

ところが、五年たった一九九六年、住専問題が起きた。そのときに、興英コーポレーションは日本ハウジングローンの母体行は興銀であった。そのときに改めて末野興産と日本ハウジングローンの関係が明らかになった。当時、八八年一月に貸し付けて、約八百億円の取引があった。したがって、九一年に参事人が否定したことは実は正しかったというところが五年後には証明されている。この点についてどう思いますか。

○参事人(黒澤洋君) 末野興産に対する貸し出しが幾らであるかということ、当時共産党の菅野悦子委員から質問を受けました。私の答えは、個別の取引先に対する貸出残高は申し上げられませんが、この数字が私に示された。そうしたら菅野先生は、この雑誌にこういう数字が出ている、どうだと、こうおっしゃられましたので、雑誌に数字が出ていても私としてはその数字を申し上げるわけにはいきませんと、こういうことを申しました。そのときに、日本ハウジングローンが幾ら貸しているかという御質問は出ませんでした。それからもう一つ、今、益田先生は興英コーポレーションは日本ハウジングローンの子会社とい

うふうにおっしゃいましたが、その事実はございません。

○益田洋介君 九一年の東洋信金事件、九六年の日本ハウジングローン事件、そして九一年のときには小口の取引、リテール取引部門をやめくもに伸ばしたためにこういう事態に至ったということ、中村会長と池浦相談役が退任されている。黒澤会長は当時頭取であられた。九六年六月にはこの日本ハウジングローンの責任をおとりになって頭取から会長になられた、退かれた。

今回、こういう問題を起している。これで起訴されたら有罪判決が出た場合に、あなたはこういうふうな責任をとるおつもりですか。

○参事人(黒澤洋君) 九六年の六月に私は頭取を辞任いたしました。総会の前の晩にJHILの社長が逮捕されました。私が退任するということとは既に四月に発表しておりました。このJHILの社長が逮捕されるというふうなことは夢にも考えておりませんでした。この二つの間に関係はございません。

○益田洋介君 私が伺っているのは、今回のこの不祥事が発生して、その結果として容疑者が起訴されたり、それから梅津興三容疑者、今一人ですけれども、当然のことながら取締役、証券部長としての歴代の方がいらしたたので嫌疑をかけられ、今取り調べ中だと思えますけれども、こういう刑事事件が今度立件された場合に黒澤会長御自身はどういうふうな責任をおとりになるつもりか、これが私の質問なんです。

○参事人(黒澤洋君) 梅津君がどういうことになるか、検察で御捜査の最中でありまして、これについて私は断言を申し上げるわけにはいきません。

それから、その後だれかがまた逮捕されるのではないかと一言も言及もございましたけれども、私としてはそういうことがないことを祈っております。そういうことで事態の進展を見ていきたいというふうに思っております。

○益田洋介君 ありがとうございます。

○笠井亮君 日本共産党の笠井亮でございます。松野参事人に伺いたいと思っております。

九一年の十二月に山一の三木副社長から飛ばしめぐるトラブルの問題について相談を受けたというのを衆議院でもおっしゃっておりますが、どこで相談をお受けになったのか。局長室ですね。

○参事人(松野允彦君) 私が申し上げましたのは十二月か、若干そこは記憶が不鮮明な点はございますが、当時の状況では大蔵省の外ということとは考えられません。ですから局長室だと記憶しております。

○笠井亮君 相手は三木副社長一人だったというところでありまして、大蔵省側はその当時の局長一人だったんですか。

○参事人(松野允彦君) よく覚えておりませんが、多分一人だったんじゃないかと思っております。○笠井亮君 山一の三木副社長がわざわざ局長室まで相談に来たということは、私はよほど思い余ったことがあったのじゃないかと思うんです。重要な話があったということだと思っております。そう簡単に記憶から消えるということはないはずだと思っております。どういふ問題なのかを当然聞かれました。

いつ、どういふトラブルが発生したということだったんですか。

○参事人(松野允彦君) 当時の状況をちょっと御説明しなさいいけないんですが、御存じのように、証券不祥事が起こって大蔵省の証券局と証券界の間の意思疎通が非常に欠けたような状況になっていったわけですね。損失補てんを禁止する証券取引法改正が十月の初めに成立をいたしました。その後証券市場が非常に不振に陥り、証券局と証券界との間の意思疎通についても少し考えなさいいけないんじゃないかというふうな雰囲気があったと思います。そういうこともございまして、私は、当時の

状況ではもう定例の昼食会等も全然やめておりま
したからなかなか証券界との意思疎通を図る場所
がなかったわけですが、基本的に証券局
長室はオープンにしてある、だからいつでも来
て、どういふ相談でもいいというような態度で、
業界の人にはそういうお話をしていたと思いま
す。

したがいまして、今御指摘の三木副社長の件に
つきましても、私の記憶ではそれほど重要な問題
というよりは、むしろ一般的な飛ばしについての
考え方というようなことで受けとめたというふう
に記憶しております。

○笠井亮君 私の質問に答えていただいていな
いんです。

トラブルをめぐる相談ということですから、
も、いつ、どういふトラブルが発生したという話
はそこで出なかったんですか。

○参考人(松野允彦君) 私の記憶している限り、
その点については余り私は聞いておりません。

○笠井亮君 トラブルの相手がだれだったかとい
うことも聞いておられませんか。

○参考人(松野允彦君) 聞いておりません。

○笠井亮君 金額がどれぐらいのトラブルかとい
うことも聞いていませんか。

○参考人(松野允彦君) 私の記憶しているところ
では金額も聞いておりません。

○笠井亮君 どうして飛ばしの損失の処理が問題
になったのか聞いたんだと思うんです。これは
大事な問題なので、思い出してぜひ話していただ
きたいんですけれども。

○参考人(松野允彦君) 飛ばしにつきましては、
その当時新聞紙上でもいろいろ問題になっており
ましたし、我々も飛ばしという行為についていろ
いろなことを聞いておりました。

したがいまして、飛ばしというもののについての
証券局といえますか、行政当局の考え方というよ
うなものを、あるいはその飛ばしに絡んで証券会
社が処理する場合にどういふ問題があるかとい
うようなことでおいでになったというふうに私は

記憶をしております、個別のトラブル案件の処
理についておいでになったというふうには私は記
憶しておりません。

○笠井亮君 飛ばしをめぐるトラブルの処理をめ
ぐって相談に来たということ、副社長がわざわざ
きたわけですね。そうしますと、私はどういふ
話だったかというのを聞くのが常識だと思うん
です。中身は聞いていないということ、本当に
これは信じがたいことだと私は思うんです。

もう一度伺いますけれども、きちっとその点思
い出していただきたいんですけれども、どうで
すか。

○参考人(松野允彦君) 私は、当時局長をやっ
ておりましたから個別案件の処理について直接証券
会社の人とやるということとは原則としてないわ
けでございます、一般的な話として行政当局の考
え方を説明し、経営者の判断に資するといいま
すか、材料にするというふうな観点からの意見交換
というものはあるわけでございますが、個別の案件
については私は直接その内容を聞くというふうな
ことはしないというふうに思います、また、さっき
申し上げましたように、私の記憶にはそういうこ
とを聞いた記憶は全くございません。

○笠井亮君 山一の場合、そのトラブルの相手が
東急百貨店で、二百六十四億円の飛ばし取引の損
失の処理をめぐる問題だったということではない
のですか。

○参考人(松野允彦君) 私は、それはつい最近聞
いたところでございまして、当時そういうふうな
具体的な話を聞いた記憶はございません。

○笠井亮君 当時、局長でいらしたとき
に、飛ばしの問題は十分認識しておられたと思
うんです。先ほどもお話がありました。

そうしますと、中身を聞かずに一般的にその対
応について相談に乗ったということとは全く信じ
がたいこととあります。証券局長が相談を受ける
に、中身を知らずに相談に応じて一般論で答える
と、相手の相談した側は具体的な問題を、どうし
たらいいかということをご想定してその問題を出し

た、あるいは出していないかった。そこはあなた
はそういうふうに出していないというふうには言わ
れなければ、そうだとすると、一般論で答えて
相手の側が都合のいいように解釈してやられた
ら、これは局長としては後で大変なことになるん
じゃないですか。そういうことはお考えになりま
せんでしたか。

○参考人(松野允彦君) 私がその意見交換の中で
答えましたのは、その飛ばし取引についての証
取法上の評価の問題、つまり適法か違法かという問
題、あるいはその仲介行為を行っている証券会社
がどういふ行為をすれば証取法に違反するかとい
うようなことについての意見でございます、そ
れが誤解をされるというふうなことは私は到底考
えておりませんでした。

証券会社というのは証取法で免許を受けている
会社でございますから、飛ばし行為についてそれ
が証取法でどういふふうな法律上評価されるかと
か、あるいはそれが上り下りしたばかりの損失補てん
の問題についてどういふふうな手続をとれば法律的
には認められるかというふうなことに付いての意
見交換でございますから、それが誤解をされる
ということとは到底考えていなかったというのが率直
な感じでございます。

○笠井亮君 その飛ばし取引をめぐる問題につ
いて関心を持って、そして監督する立場、指導する
立場ならば、私は具体的に聞いて当然ではないか
と思うんです。

トラブルというのは取引をめぐる損失が生じ
た事実だった。それ以外にトラブルがあったとは
考えられないんじゃないですか。その点はどうで
すか。

○参考人(松野允彦君) 一般的にトラブルにつ
いての行政当局の関与の問題だと思ひますが、トラ
ブルというのは基本的には当事者で話し合っ
て決すべき問題で、それは法律の枠内であれば行
政としては何も関与する必要はないということに
なるわけでございます。したがいまして、この飛
ばしをめぐるトラブルというものにつきまして

も、当然その当時の飛ばしというふうなもの
なり広く企業で行われていた取引であったと思
います。

しかし、そういう行為が法律に触れない限り
は、トラブルが発生したとしても、それを証券会
社と企業との間で話し合いによってどこまで解決
するか、解決の仕方として法律に触れない解決
の仕方であればそれは行政としては関与する必要
はないわけでございます、基本的には当事者の話
し合いによって解決する問題だというのがトラ
ブルについての我々の考え方でございます。

○笠井亮君 それでは伺いますけれども、飛ばし
のトラブルの処理の問題で相談に来たと、山一側
はこの問題をどうしたいということでご相談を求
めてきたんでしょうか。

○参考人(松野允彦君) 先ほど来申し上げてお
りますように、個別の案件についてどうしたいとい
うことで来たというふうには私は記憶をしており
ません。むしろ、その飛ばしについてどういふ
うな行政当局としては判断をしているのか、それ
を証券会社が何らかの処理をしようとするればど
ういふ法律上の問題があるかというふうな問題で
相談に来たというふうに記憶しております。

○笠井亮君 次々飛ばすと、そして損失補てんす
る以外に道がないということとで特別の相談に来
たんじゃないんですか。

○参考人(松野允彦君) 私の記憶している限り、
そういうふうなことは聞いておりません。

○笠井亮君 この問題、相談を受けて証券事故と
して処理しなければ損失補てんになって違法にな
るということを言われたということと答弁もされ
ておりますが、私はそんな解釈は副社長を相手に
言わなくても山一自体がもう知っているはずだ
と思うんです。山一証券には顧問弁護士もいる
でしょう。それから、副社長の部下の方も専門
家もいる。どうしたらいいかという判断があれ
ば、せいぜいそういう方から証券局の担当者にと
ころに法律的にはどうかとかいうことは相談すれ

ば済む話でありまして、わざわざ副社長が局長のところに来たことがやっぱり私は重大な問題だと思ふんです。

副社長がわざわざ行く、それはやっぱり違法行為の目こぼしを頼みに来るような特別な関係にあるとあったということなんじゃないんですか。

○参事(松野元彦) 先ほどちょっと申し上げましたように、当時の状況では証券界と証券局との間の意思疎通が非常に欠けていたという状況があるわけでございまして、御指摘のように、法律を読めばわかるではないかということは言えると思います。

ただ、私もとしては、証券界との間の意見交換というものを考えたときに、それは法律を読めばわかるからというふうに突っぱねるという態度をとるということは、当時の状況ではまずまず業界との意思疎通がうまくいかなかったということ、これはもちろん法律を読めばわかることではありますけれども、それについて特に飛ばし取引というものにつきましては法律的にどうかというのはいさなかな、難しい。

一面ではさき申し上げたように条件つき売買ではありますけれども、一面では金融取引だという二面性を持っている取引でございまして、そういったものについて証券法上どう評価するのかという点について意見を聞きに来るということは私はあり得ることだし、それをあえて拒む必要もなかったというふうな感じではあるわけでございします。

○笠井亮君 業界と意思疎通を図るという点ではさまざまなかでどういう形でやるかということではあるはずでありまして、わざわざそういう形で副社長がトラブルの処理について相談に来たということでありまして、これは具体的な問題なんです。

それを、相談を受けて担当の業務課にも伝えない、引き継いでもいい、まさにそういう問題だと思つていたと。それ自身が大変不自然であ

りまして、きょうの大手新聞でも出ているという話もありましたが、私は山一の違法行為を意圖的に隠してやったんじゃないかという疑問を抱かざるを得ないわけでありまして、その点はどうですか。

○参事(松野元彦) 当時の状況では、先ほど申し上げたと御答弁申し上げましたように、証券取引法を改正して損失補てんを禁止し、かつ罰則までつけて禁止をしたわけでして、世上言われているように、もしその損失補てん行為が行われ、かつ、さらにそれに加えてもし海外処理をしたということになりましたと、これはもう一つ、証券取引法にありまして有価証券報告書等の虚偽記載、いわゆる粉飾決算の問題、これも罰則が適用されるわけでございまして、行政当局がどうこうできる問題ではないわけでございします。

そういう損失補てんでいろいろ問題になった時期にあつて証券法に違反するようないろいろな行為が行われ得るということ、これは全く考えることができなかったというのが率直な当時の考え方でございます。

○笠井亮君 ますます疑惑が深まるばかりだと。これは理事会の協議事項になっておりますけれども、証人喚問は不可欠だということを申し上げて終わります。

○星野朋市君 時間に限りがありますので黒澤参事人についてのみお尋ねをいたします。

私は、きのうのこの委員会、大蔵省が三月危機説というのをかなり強調しますので、東京三菱と日本興業銀行は優先株の規定がないじゃないか、都市銀行全体についても自己資本の充実というのはいさほどではないかという質問をいたしました。時あたかも、それに呼応するがごとく、日本興業銀行はニューヨークで十億ドルの優先株を発行、そういう形で自己資本の充実を図られた。先ほど御答弁がありましたけれども、そういう形で自己資本の充実を図られるだけではなくて、今度の金融二法案のうちの公的資金の導入も考えておられるというふうなお話

がございました。

とりあえずはこのところでそういう形で自己資本の充実を図られたわけですから、この後、例えば優先株の発行というふうな定款の変更、そういうようなことをお考えになっておられますか。

○参事(黒澤洋君) ただいまの星野先生の御質問にお答え申し上げます。

三月危機説ということがきのう議論されたようございしますけれども、やはり三月末の自己資本比率というのをみんな非常に気にしております。一つは、株が一萬五千円を割るというふうな状況がありました。それが多少回復したということがございします。それから、やはり三十兆、十七兆プラス十三兆の法案を参議院と衆議院で御議論いただいているというところは、私も金融界にとっても大変な力強い援軍をいただいているという感じがございします。また、それが申し上げるわけでございします。

先ほど申しましたように、きのう実はニューヨークで十億ドル、千二百何十億円になりますけれども、これをやりましたのは自分でも努力しなかつたか、ただただ政府が助けてくれるのを待っているだけではないかという感じがございします。同時に始めたんですけれども、やりになりました。これは住友銀行さんもおも、住友銀行さんの方が一週間早くしました。結果としては一週間遅くも、おかげさまで八・七ぐらいの条件で十年債が出ましたので、今の状況としては非常にいい条件だったというふうな思っております。

ただ、それじゃおまえはもう十三兆の方は要らないのかという、そんなことは決してございしません。十三兆は日本の金融システム全体のために御当局あるいは国会で御審議いただいていることございします。ぜひこの金融安定化法案を通していただけて私どもの金融界について特段の御配慮をいただきたいというふうな思っております。

○星野朋市君 私どもは、金融安定化法案については実は反対なんでしょう。それは誤解のないようにお願いしたいんですが、その詳細について参事人に今お聞き合わせをする時間はございません。

私は、実は長い間日本興業銀行と取引をしておりまして、日本興業銀行の行員は他の銀行に比べて確かに金融産業の雄として一段とすぐれている行員さんがそろつておられると私は思っております。例を挙げますと、一つのプロジェクトを考えたとときに、その企画の段階から参加されて、資料、流通その他の面についても社員と同様になつて一緒に参加されている。ですから、興業銀行はそのプロジェクトの成功、不成功というところにやはり銀行として一枚かんでいるというふうなところがございします。これが他の銀行と違うところでありまして、興業銀行が認めたプロジェクトというのはそういう形で大成功するというのが私どもの通例であつたわけであります。

そういう銀行が今度の問題を起しまして、興銀よ、おまえもか、こう言いたいところでありまして、一つここで黒澤参事人にどうして強調しておきたいかと思つたことは、なぜ興銀が債券発行、それからCBとか外債発行の主幹事の大部分を占めたか。日本の債券発行の歴史の仕組みがあるはずなんです。私も実はCBの発行について日本興業銀行を主幹事にした経験がございします。

この仕組みというものをぜひとも詳しくお述べいただきたいと思います。

○参事(黒澤洋君) ただいま星野先生からありがたいお言葉をいただきました。まことにありがとうございます。長年お取引いただきました。まことにありがとうございます。

私どもの銀行が、興銀よ、おまえもかとおっしゃいましたが、先ほどから繰り返して申し上げておりますように、当時としても社会通念を逸脱するようなことをしておるわけでございまして、まことに恥じ入る次第でございします。

社債について大部分を興銀がやってきた、これはなぜかと、こういう御質問がございました。ちよつと歴史的な経緯がございまして、私どもの銀行、一九〇二年に日本興業銀行法という法律でできましたのですが、半官半民のようなことでございまして。ただ、そのころはいわゆる銀行業務と証券業務を兼営しておりまして、実績といたしましては社債の引き受けの九〇％は興業銀行が終戦直後までずっと独占しておりました。

ところが、一九四八年、終戦後三年たちましてアメリカ風の証券取引法というのが導入されました、銀行が引き受けをするのはおかしいということと、GHQのアイデアだと思ふんですけれども、証券会社にはこれは引き渡せということになりましたのですが、その直後の一九五三年に戦後最初の政府保証債というのが出ました。実は、銀行がやるのはおかしい、証券会社に引き渡せということで、証券法でそうなりましてのですが、当時は証券会社は引き受けても販売能力が余りなかった、結局私どもが受託銀行として実質上の販売を取り扱った、実態は協調融資であつたようなことでございます。一九五三年に最初の政府保証債が出まして、そのときに御当局が、やはり起債金は興業銀行が何十年の経験があるからこれに相談しようということと、私どもを選んでいただいたということとでございます。

そういった歴史的な経緯から、政府保証債あるいはいろんな債券について私どもが主な幹事とか受託銀行の地位を占めさせていたでいてるようなことではないかというふうに思っております。まことにありがたいことだと思ひます。どうぞよろしく願ひいたします。

○山崎力君 改革クラブの山崎と申します。まず最初に、松野参考人にお伺ひしたいと思うんですが、今までの討論その他を聞いておりました私の感想も含めてなんですけれども、証券、銀行とも松野参考人が局長をされていた当時はいわゆる護送船団方式という形で、なるべく破壊を

させたくない、丸くおさめていきたいということだったと思つております。その政策の是非はともかくといたしまして、となればそういった下世話に言うやばい状態になった証券会社、そういったものをどういふふうに立ち直らせていくか、救うかというふうなことの業績悪化を防ぐための相談というの局長レベルまで上がつてきていたんでしようか、どうでしょうか。

○参考人(松野力彦君) 私が証券局長をやつておりましたのは平成二年から四年まででございますけれども、当時、もちろん今御指摘のような護送船団方式といひますか、なるべく一番船足の遅い会社についても成り立つような行政が行われていたというふうな御指摘があります。確かにそういう面が全くなかつたと言つてもいいと思ひます。

ただ、私が行政を行つておりました期間は、むしろそういうことをやめて証券、銀行、相乗りをする、証券市場もそれによつて機能を拡大するといふようなことで、いわゆる制度改革法を国会で御審議いただいて、ちよつと私がやるの寸前に成立をさせていただきまして、その後実施に移されているわけでございます。

そういったようなことから、私としては護送船団方式が残つていたということについて否定するつもりはございませんけれども、方向としてはやはり、今申し上げましたように、銀行、証券、特に証券市場に新しいプレーヤーを導入して証券市場を拡大する、そのためには基本的に従来の証券会社も自己責任でもう少し競争をしなさいいけな

いというふうな経営環境になつていくというのを覚悟してほしいということをお願いしております。あわせて、本日は破壊をした場合のいわゆるセーフティーネットをつくるということも必要だったわけでございますが、証券界についてのセーフティーネットにつきましては、残念ながら私の局長時代にはそこまで手がつかなかつたというところはございます。

ただ、基本的に私の行政の姿勢としては、今申

上げたように、従来のような破壊をさせないで護送船団でいくというふうな考え方はとつていませんでした、また現実には私がやっておりますときにそういう証券会社が出さうだということようなことは私はなかつたと思ひます。

○山崎力君 黒澤参考人にお尋ねします。今回の審議している法案と絡むことなんですすが、いわゆるビッグバンを控えて、会長の目から見て日本の銀行が今のままの姿ですべて、都銀以上ということと結構ですけれども、成り立つとお考えでしょうか。

○参考人(黒澤洋君) 日本の銀行、百四十八でございますけれども、そのすべての銀行が国際的なビッグバンに耐え得るといふことはあり得ないと思ひます。どこの国でも国際的な競争力を持つて

いる銀行は四つとか五つとか六つとか、そのぐらいでございます。日本はいわゆる都銀、信託だけで十九行でございます。その上、地方銀行もニューヨーク、ロンドンに支店を持つておられるところが十も二十もありまして、ちよつとこれは多過ぎるわけでございます。山崎先生御承知のように結構撤退しておりますけれども、そういうことで私は世界的なビッグバンの中で国際的な競争に耐え得る銀行というのは十行以下ではないかというふう

に思つております。○山崎力君 そういう御認識で、もしそうであるならば、今のいわゆる政府の十七兆の資金を導入できないといひますか、それで破壊するところは早目に破壊した方がいんじやないかと。それが日本の金融システムを揺るがす事態になるとして、それは将来のビッグバンのときに、それが持ちこたえていたところが一斉に倒れるという事態に比べれば、かえつてコントロール可能ではないかという考え方も成り立つと思ふんですが、その

辺の御感想はいかがですか。○参考人(黒澤洋君) 今、山崎先生のおっしゃいましたことは非常に高度の政策判断を伴うようなこととございまして、御当局あるいは政府においていろいろお考えがあると思ひます。私がい

たずらに私見を申し述べようという性質のことを超えているような気がいたしますので御勘弁いただければと思ひます。

○山崎力君 であるならば、単に今の政府のやり方は非常に歓迎するということは余りおっしゃらない方がよろしいのではないかと思ひます。

それはさておきまして、本題といひますか、余り愉快でない話なんですすが、今回の貴行の問題でいへば、世間一般の一番の関心はどこにあるかといへば、これは氷山の一角なところだと思ひます。世間は氷山の一角だと思ひます。言つていいと思ふんですが、会長の立場からすればこれは特異なケースだといふふうにおっしゃりたい、その辺のところの接点がどこにあるのかといふことだと思ふんです。

その点でお伺ひしたいのは、先ほどもおっしゃつていましたけれども、接待ということが今回は供応という形のあれになつてくるわけですが、これも、やり過ぎだつたという、反省しているといふことは認めていただけるわけですが、こういった接待が井坂何だけの問題であつたのか。本来の民間企業とすれば、お得意様に対して御接待申し上げて商売をよりよくやろうとするのはある意味では当然なわけでございます。

ですから、いわゆる対民間、それから対公務員、それから準公務員も含めて、そういったもので違ひがあつたのかどうか、当然お調べになつておられると思ひますが、その辺はどうなつておりますでしょうか。

○参考人(黒澤洋君) 山崎先生のおっしゃつた接待あるいはお言葉を押さへれば供応ということとでございますが、公務員、準公務員につきましては、私どもとしてもそれなりの注意を払ひまして控え目によつてきております。一般の取引先に対する接待、供応でございますが、その方がはるかに大きな金額でございます。ただ、だからいいじゃないかといふことは言つ

ておりませんで、特に公務員、準公務員に対する接待はもうやめるといふことにしました。かつてやっていたのが当時としては社会通念で許されるんじゃないかということも申しません。当時としても許されなかったこととさせていただきます。深く反省しております。

○山崎力君 そのことを余りおっしゃいますと、かつての公務員の方々も背筋が寒くなるような形になるかと思うので、いい方向に行っているわけですからいいわけですから、むしろ正直にかつてはこの程度のことは許されると思ってやっていたけれども今振り返ってみるといふふうに言われた方がよろしいかと私は今までの発言を受けて思うわけでございます。

そこで申し上げたいのは、今やめたということであるならば、井坂何がしに対する接待が注意していた公務員に対する、あるいは準公務員に対する接待があるいはそういったものと違っていたのか違っていないのか、そういった立場の公務員の方とのあれで、その辺はどう御認識でございますか。

○参考人(黒澤洋君) 井坂元理事に対する接待がどういふふうであったかということにつきましては、ただいま検察で調べの最中でございますので、私どもといたしましては発言は控えさせていただきますかと思っております。したがって、他とどうあるかということについても御勘弁いただければと思っております。

正直に言えと、そのころは本当はいいと思っていて、今考えたら間違いだということの方がいいんじゃないかという山崎先生の御忠告でございますが、先ほど申し上げましたように、私はやっぱり五万円、七万円、あるいはもうちょっと超えるようなこういう接待をやっていたのかと、おかしいなということも当時から感じておりました。これは公務員、準公務員だけではございません。私個人の考えでございますが、民間でもこういう接待といふことは、国際的に見てこんなことをやっているのは日本だけです。順次改めて

いかなきゃならないことだといふふうと考えております。

○山崎力君 言葉じりで恐縮なんですけれども、公務員に対して五万、七万という接待が過剰であったとするならば、民間にはどれだけの金額で接待していたのかといふふうなこともあるわけで、それが成り立つ商売というものは非常にうらやましいとちょっとひがみ的な言葉も言いたくなるわけですが、まさに今おっしゃられた検察の捜査中であるからしてというこの言葉が今回の問題の核心だろうと思うわけでございます。

要するに、行員としてほかの方たちと同じようなことをこの井坂何がしにしていたとすれば、それは一つの社員としての義務を果たしたにすぎないわけでございます。要するに、主幹事をとるために重要な人物である、とりたてると、だからふだんの接待を超えてやったということになれば、これはまさに社としての業務に伴う違法行為といふふうになってまいります。それから逆に、井坂何がしという特異な人格がその地位を利用して接待を求めた、それを断り切れなかったということになればまた違った展開も出てくるわけです。

そのこととをみずからはっきりしない限り、私は確かに公判を控えての問題点はあるかと思っておりますけれども、その辺のところはもう既に行内ではしっかりした報告が会長に上がっていると思っておりますが、その辺のところを踏まえて、公判に差し支えない限りでの一歩踏み込んだ答弁は可能だと思っておりますのでその辺をお答え願えればというところで、そろそろ時間でございますので私の質問を終わらせていただきます。

○参考人(黒澤洋君) ただいま山崎先生の難しい御質問でございますが、特に最後の方に山崎先生が言われました井坂理事からこういう接待をせよ、こういうことをせよという御要求、御要請があったことはただの一度もございません。

○委員長(石川弘君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人御両名には御苦勞までございました。

参考人の方々は退席していただきまして結構でございます。

速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(石川弘君) 速記を起していただきます。

○委員長(石川弘君) 平成九年度の新生産調整推進補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

提出者衆議院大蔵委員長村上誠一郎君から趣旨説明を聴取いたします。村上大蔵委員長。

○衆議院議員(村上誠一郎君) ただいま議題となりました平成九年度の新生産調整推進補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

本案は、去る十日、衆議院大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出したものであります。

御承知のように、望ましい水田利用形態に可能な限り誘導する見地から、稲作転換を行う者等に對し、政府等から新生産調整推進補助金等を交付することといたしておりますが、本案は、平成九年度の同補助金に係る所得税及び法人税についてその負担の軽減を図るため、おおむね次のような特例措置を講じようとするものであります。

すなわち、同補助金等のうち個人が交付を受けるものについては、これを一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、その収入を得るために支出した金額とみなし、また農業生産法人が交付を受けるものについては、交付を受けた後二年以内に、事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合には庄園記帳の特例を認めることといたしております。

なお、本案による国税の減収額は平成九年度において約五億円と見込まれるのでありまして、衆議院大蔵委員会におきましては、本案の提出を決定するに際しまして内閣の意見を求めましたところ、稲作転換の必要性に顧み、あえて反対しない旨の意見が開陳されました。

以上が本案の提案の趣旨とその概要であります。何とぞ速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(石川弘君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

質疑、討論も別にないようですから、これより直ちに採決に入ります。

平成九年度の新生産調整推進補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(石川弘君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(石川弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後一時まで休憩いたします。

午前十一時三十分休憩

午後一時開会

○委員長(石川弘君) ただいまから財政・金融委員会を再開いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

預金保険法の一部を改正する法律案及び金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行理事山口泰君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(石川弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(石川弘君) 預金保険法の一部を改正する法律案及び金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○林芳正君 自民党の林でございます。

時間が十分ということでございますので短い時間でございしますが、せつかくでございますから重点を絞ってお聞きをいたしたいと思います。

まず預金保険の方でございますが、この保険料についていろいろ同僚の諸先生からも御議論があったように記憶をしておりますが、この新しい法案といえますか、預金保険法五十一條の二項に、特定の金融機関についてはこの保険料率について差別的な取り扱いをしないという規定がございます。今回の法案云々ということではなくて将来的に、二〇〇一年三月からペイオフをやっていくということでございますが、私は、特にアメリカのように、ある程度これは保険でございますからリスクに応じて、リスクの高いところはそれに応じた料率を払っていただくということが検討されてしかるべきではないかな、こういうふうに思っております。

例えば、早期是正措置を導入する場合に、八%を切ったところで、六%を切ったところで、その上はないわけでございますけれども、自己資本比率が多ければ多いほど銀行としては大変に安定をしておるということが言えると思っておりますので、そういうところには逆に保険料率を下げたあげるということも考えてもいいのではないかなと、こう思いますが、そういうような可変料率という考え方とこの五十一條の二項の特定の金融機関について差別的取り扱いをしないということが矛盾しないのかどうか、その点をお尋ねしたいと思っております。

○政府委員(山口公生君) お答え申し上げます。

アメリカでも可変保険料率に変わっております。その考え方は、今、林先生のおっしゃったような考え方のおりだと思っておりますが、現在の状況、我が国の場合を翻って考えてみますと、経営がいま一つという金融機関に高い保険料を課して優良な金融機関には安い保険料となりますと、せつかく自助努力でもって立ち直ろう、あるいはよりよい銀行になろうとしているところの再建を困難とするのではないかと感じいたしますので、現在のところこの導入は非常に難しいと考えておるわけでございます。

そこで、預金保険法の考え方も、今御紹介いただきましたように、差別的であってはならないとなっておりました。予定しておるものはやはり一律の料率という考え方が基本だと思っております。したがって、複数の保険料率を導入するということになりまますと、この辺の規定をどういうふうに扱うべきかという問題が生じてくると私は考えております。

○林芳正君 ありがとうございます。

将来的にそのような必要性が出てきた場合はこの五十一條二項を含めて見直していかなければならないのではないかな、早くそういった正常な状態に戻すために今回の二法案というのは大変に大事になつてくるな、こういうふうに通つておるわけでございます。

きょうは日銀にも来ていただいておりますのでちょっとお聞きをするわけでございしますけれども、今回のこの金融安定化のシステムづくりの中で、特に同僚の議員の皆様からも御議論になっていたのは、特定の銀行の救済ではなくて金融システム全体の安定性を守るといいますか、つける、こういうふうなことでいく、特定の銀行の経営の救済ではないということでありました。

こういうところにかんがみまして、実は日銀でRTGSの導入というのを今やられておるわけでございします。これはどういうことかといえますと、銀行間で決済をいたしますときに、ほとんど

の決済はまだ時点決済といまして、例えば九時、十三時、十五時とこまですつと持っていて、そこで一斉に決済をするという方式がとられておるわけでございします。諸外国を見ますとほとんどこのRTGS、リアル・タイム・グロス・セトルメントといまして、その決済が銀行から出てきた瞬間にそれぞれの取引を落としていく、こういう方法を導入しております。銀行にとつてはその都度資金の需要が出るものですからまだまだ両方やっていいよということになっておりました。RTGSを使っておる比率が二%に満たない、こういう状況でございます。日銀さんの方でもたしか二〇〇〇年だったと思っておりますが、をめどに全部これに移行するということをやっております。

まさにこの時点ネット決済をやっていると、一つの銀行が破綻しますとほかの銀行にこの決済がどんとどんと行く。RTGSにしてしまえばある程度そこは、一つの銀行が不渡りを出してもほかの決済に行くということをとめられるのではないかと私は思っております。こういう趣旨で公的資金を入れるのであればこのRTGSの導入を二〇〇〇年と言わずもう少し前倒してやっていただいたらいかがかな、こういうふうに通つていただいておりますが、その点について日銀はいかがでございますでしょうか。

○参考人(増淵穂君) お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、中央銀行におきましてRTGS化をいたしますと、決済システムの安定性が向上いたします。金融システムの安定、信用秩序の維持に資するということでございまして、私どもでもこのRTGS化の早期実現に向けてまして現在最大限の努力を重ねておるところでございます。

ただ、このRTGSへの切りかえということに当たりましては、金融機関の実務に相当大きな変更をもたらすということでございまして、私ども日本銀行、それから民間金融機関のそれぞれにおきまして相当大きなコンピュータシステムの新

たな開発を行うとか、それからこれまでの取引や決済のやり方を見直す、変更するということが必要となつてまいります。したがって、RTGSへの移行につきましては、その目標を現在西暦二〇〇〇年末というところに一応置きまして、その上で市場関係者が力を合わせていくというのが実務的に見ますと精いっぱいのところであるということでございます。

ただ、そういうことでございしますけれども、できるだけ早くRTGS化したいというのは私どもの願いでもございまして、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解を賜りたいと思っております。

○林芳正君 システムの変更等大変に難しいというところはよくわかりますけれども、今回のこういう措置でありますから一刻も早くこのRTGSが入れるように、そして今でも使えるわけですからできたところからどんだんこのRTGSに移行してもらえようという御指導をお願いしておきたいと思っております。資料によりましてまだ〇・一%だそうでございますからどんだんと使おうように、また大蔵省の方からもそういう御指導ができればしていただきたいと思います。

それから、時間もございせんのでもう一問だけ大蔵省にお伺いをします。

今度のこの公的資金を入れるかどうか最終的な判断というのは閣議まで行くわけでございしますけれども、その前の金融危機管理審査委員会、これが七人の構成で一人でもだめだと言えは入らないという大事なところでございしますが、ここにだれが入るかというのは大変に大事な問題だと思っております。報道によりますと、何人かもう内定されておられるということが新聞に出ておりましたけれども、この法案が通つてから正式にそういう人選になると思いますが、私は、「経済又は金融に関して優れた識見と経験を有する者」という規定が十五條にございしますけれども、これを日本人に限定して考える必要はないのではないかな、こういうふうに通つております。

三十兆金というような大きな金額を注入することだけじゃなくて、例えば景気刺激によって株式市場が活発化すれば当然内部資本の充実につながっていくわけでございまして、そういう面に向ける目が大変弱いのではないかと、一方にばかり偏る面が強いのではないかと思うわけです。

そういう点をアメリカサイドから見るとすれば、何ともじれったくてしょうがない。こういう意味

で盛んに内需刺激を要求してきているんじゃないかと思うわけでありまして、さらに景気刺激策という意味で考える余地は大蔵大臣としてはありませんか。

○国務大臣(松永光吉) これから平成十年度の予算の審議をお願いするところであります。私どもはこの予算を日本の財政状況を考えると最良のものとして編成をし御審議を願うわけでございませう。したがって、まずはこの予算の速やかな成立を図っていただけるようお願いするのが第一でございます。

今、委員御指摘のように、株式市場が活発化して株価が上がってくれば、それは銀行の内部資産がふえてくるわけであります。そのために何をすべきかという話でございませうけれども、株価についてはこれは私がいろいろ発言することは差し控えなきゃならぬわけであります。ただ、先ほど申し上げたように、二兆円の特別減税とか補正予算とか、そしてこの金融安定化法、こういうものが実行に移されてくればそれが相乗効果を発揮して、それが結果的には株式市場の活性化にもつながっていくであろうと、そういうふうに私も期待をしております。

○今泉昭君 この問題は後ほど時間がありましたらもう一度突っ込んでお聞きしたいと思っておりますが、きょうは日銀の方からお忙しいところおいでいただいておりますので日銀に金融政策について少しお聞きをしたいと思っております。

ここ数年間のいわゆる家計と金融機関の財産所得の動向を見ますと、バブル崩壊以降の我が国の低金利政策によりまして家計におけるところの財産所得というのが急速に減ってきているわけですね。これに比べて金融機関のいわゆる財産所得というのが急激に伸びていっているわけですね。

例えば、国民所得統計で見ますと、九年度はまだ出ておりませんが、平成八年度では何と二十四兆三千億まで膨れ上がっている。家計におけるところの財産所得と金融機関の財産所得を比較

してみまして、金融機関の財産所得の方が一般家計の所得よりも上回ったことになって今までのいいわけですよ。これは、逆転現象が起きているのは明らかにバブル以降の低金利政策でありまして、先ほど申し上げましたように、金融機関で何と二十四兆三千億の財産所得があるにもかかわらず、家計におけるところの財産所得というのはわずか十五兆六千億になってきてまして、これは史上最低と云っていいぐらいに、ここ数年間の中では最低と云っていいぐらいに減ってきている。結局これは低金利政策のために所得の移転が行われたわけでございます。

これまでこの委員会でも日銀総裁にいろいろ同じようなことがお尋ねされているわけですが、それとも、その中で、いざ平準化してくる、これは時間の問題だと言っておられたわけですが、これも、八年度ですらこのように大幅な増加でございませう。しかも、これはその前の年よりもまだふえているという状態でございます。私はこういう状態において依然として低金利政策をとっているというところが、今、大蔵大臣にも申し上げたように、この金融システムの安定ということに對して、景氣に對して足を引っ張る役目が大変大きいのではないだろうか、こういう懸念を実はしているわけでありませう。

あわせてまして、連続してお聞きしておきますけれども、実は今回の三十兆円の資金投入ということとは、いわば金融機関のリストラということにながらぬわけでございます。例えば、民間の一般的な企業がリストラをするときは、その経営者を初めそこに働いている人たちがリストラをするためにいろいろな意味で不便を強いられるわけですね。我慢を強いられるわけですね。お互いに労使が我慢をし合ってその再建をやっていくということなんですが、今回の公的資金の投入というのは一般企業以上に国からいろいろな意味で面倒を見てもらっているわけですね。

ところが、週刊誌等の報道を見ますと、一般の国民が預金をした場合に、普通預金はどうで

しょうか、○・何%ぐらい。一年物の定期預金でもそれこそ○・三%か○・五%ぐらいだと言われているにもかかわらず、銀行で働いている人たちは三%以上、あるところでは五%という特別の金利をもって預金をしているという状態。これは普通の事態ならば大いに結構だと私は思うんですが、そこに働いている人たちの福利厚生という面で大いに結構なことなんです。今、公的資金を導入しよう、それを受けようという状況は異常事態、緊急事態。

○参考人(山口泰君) お答え申し上げます。

最初に金融機関の収益の動向についての御質問がございました。先生が御引用なさいました国民所得統計における金融機関の所得につきましては、実は大変申しわけないのでございませうが、その内容をふだん私どもが使っております金融機関の業務純益という数字とどこが同じでどこが違ふのか十分詰め切れておりませんので、金融機関の業務純益という数字でちょっと私どもの理解しているところを申し上げさせていただきます。

御指摘のとおり、公定歩合を現在の水準に引き下げました九五年度におきましては、この利益が前年対比で五%ほど大幅に増加いたしました。以後、公定歩合はその水準で据え置かれてきているわけでございますけれども、九六年度になりましたと業務純益が減少に転じまして、全国銀行で五%ほど減少しております。九七年度はまだ終わっておりませんので上半期しか数字が出ておりませんが、前年度対比で一%減少しております。年度を通計いたしますと、今まで出ております金融機関の決算見通しなどをベースに推計する限りは、恐らくこれは一%よりももうちょっと大きな減少になる可能性が強いというふうに考えております。

すが。したがって、まず最初に金利が下がりますとどうしても預金金利など期間の短いもののコストが下がりますので利益がふえるというわけがございませうけれども、それは貸出金利の引き下げなどによって企業あるいは住宅ローンなどを利用なさる家計にだんだんそれが及んでいくということになってまいります。

そういうわけで、金融機関にとりましては運用面での金利の引き下げの方がコスト面よりも多少おかれて出るというわけがございませうのでただいま申し上げたような推移になってきているというふうに理解しております。大きな流れといたしましては金融機関の利益が減少方向に向かっているということではないかと理解しております。

それから次に、金融機関の社内預金等の金利につきまして、これは日銀からお答え申し上げます。適切かどうかよくわからない面もございませうけれども、基本的にはこれは労働省が福利厚生行政の一環といたしまして社内預金制度についての労働省令というもので社内預金の最低金利というのを定めております。現在、社内預金の最低利率は一%ということになっているようでございます。私どもは、幾つかの金融機関におきまして一%より多少高目の金利がついているところがあるというふうな耳にすることはございますが、必ずしも全貌を把握しているというわけではございません。

ただ、いずれにいたしましても、今、先生まさに御指摘のとおり、金融システムについて内外からの信頼を確立していく、取り戻していくということが何よりも大事な時期でございませうから、金融機関におきまして自助努力を一層していただき、経営全般にわたってリストラなりディスクロージャーの拡充なり、そういった努力をぜひともお願いしたいと私も考えております。

○今泉昭君 社内預金の問題はむしろ政府側に聞くべきだったろうと思えます。失礼しました。確かに、労働省では一%を最低にして指導して

いることは間違いないわけですが、どちらかといえは金の金利の状態の中で社内預金をとんとんやめているような状態でございます。そういう意味で、ふだんのごときならいいわけですが、こういう面について、これは一つの緊急事態の状態ですから、これらについて金融行政を預かる大蔵省としてはどう考えていらっしゃるのか、ひとつお聞きしたいということ。

もう一つ、もう時間がなくなっちゃったのであれなんです、私はこういう話を実は聞いていたわけなんです。これは利子の問題とは別ですが、実は銀行側としては、厳しい状況の中で、赤字決算をしたかったけれども、大蔵当局の行政指導において赤字決算をせよと黒字決算をせよという形で大分指導をされた。本当のことを言うならば赤字決算をしたかったんだと。それによって七兆円ぐらい銀行業界としては余分に税金を払わなきゃならなくなっている。というのは、まだまだ銀行業界全体のリストラ、金融システムの安定というのは先の話だからという形で行政指導を受けていたという一面をうかがわせるような、銀行業界からの聞き取り調査なんですから、そういう形の指導をこれまでやってきたことがあるのかどうか、お聞きしたいと思えます。これで私の質問は終わります。

○政府委員(山口公生君) 社内預金等のそうした措置につきましては、これは福利厚生施設でも同じだと思えます。いろいろそうしたことについては、ある面では福利行政の観点からの必要性もあるでしょう、あると思えます。しかし、一方でこういった公的資金の議論があり、国民の皆様様の御理解が得られなければならない事態に立ち至っておりますので、そこは各銀行において実態に照らし適切な対応をしてもらうのが筋であろうと思えます。

それから、先ほどおっしゃいました赤字なのに黒字の決算を強いたということについては、私は具体的にはちょっとその例を今つまびらかにできるほど検証はしておりませんけれども、事前調整

的な行政が過去に行われていたとすれば、その中の一環としてそういうふうなことが全然なかったのかと言いつけない面もあるかと思えます。しかし、これからいなくて、最近そうだとおっしゃっていただきたいんですが、事後チェック型といいたうか、あるいは自律、自己規制型といいたうか、そういう行政にどんどん変わってきておりますことをぜひ御理解賜りたいと思えます。

○今泉昭君 終わります。

○牛嶋正君 公明の牛嶋正でございます。私も、非常に限られた時間でありましても、大蔵大臣に對しまして若干の質問をさせていただきます。昨年の秋の金融機関の相次ぐ破綻により預金者の不安と動揺が広がったところ、比喩をすれば、この小震状態を保っているのではないかと、私はこんなふうに思っているわけでありま。

こういった最近の金融市場の状況について、大蔵大臣はどのように考えておられるのか、また我が国の金融システムに対する内外の信頼が大きく揺らぎかねない危機的状態というのは一応遠のいたと見ていいのかどうか、このあたり大蔵大臣のお考えをまずお聞きしたいと思えます。

○政府委員(山口公生君) 大臣のお答えの前にちょっと事実関係等を申させていただきます。十一月、十二月は、ごさいですが、確かに昨年の十一月、十二月は、よく最近でも報道もされますけれども、大変危機的な状況に近い状態であったと言わざるを得ません。それが年を越しましてから小康状態だという表現をなさいましたけれども、それも私はある程度当たっている議論だと思えます。ただ、それもある意味ではいろいろな対策が出てきたという面も、自画自賛してはいけないうございませうけれども、そういった面もあるのではないかと、安心感が少し出始めているのではないかと感じいたします。

しかし、次の三月期末ということになりますと、やはりそこに向けては、完全にこれで信頼が

回復されたと言言をできるほどの自信を皆さんがお持ちになつていかどうか、これは政府が持つよりは金融機関の方々あるいは企業の方々がどう持つかの問題でございませうので、そういった状態に今あるんじゃないかという感じがいたしました。○國務大臣(松永光君) 今、局長が御答弁申し上げたと同じでございますが、おかげさまで一時の大変心配されるような状態は乗り越えてきたんじゃないかと。委員の言葉をかりれば小康状態になつてきているという感じが、私も同感であります。しかし三月期決算を前にして今後どう動いていくか、やはり懸念は残っておるわけでありまして、その懸念が完全に払拭できるように、そのうすためにこの法案の審議をお願いし、速やかな成立をお願いしている、こういうことでございます。

○牛嶋正君 幾つかある懸念の一つなんですけれども、預金の全額保護のための対策をとられましたが、これに関連いたしまして私一つだけちょっと懸念するところがございます。

それは、恐らく一般金融機関と信用組合に対する預金者の信頼度といふことが、信用度といふことが、これはやっぱり若干差があるんじゃないかと思ふんです。今回の預金保険法の一部改正によりまして、これまでの信用組合だけじゃなくて、一般金融機関につきましても差別なく保護をしていくということになりました。そういったしますと、今までの何か歯どめがござい取り払われてしまふのではないかと。そうしますと、信用組合から一般金融機関へ向かって預金が流れるんじゃないかと。もしそういうことになりましたと信用組合の経営不安というものが考えられるわけですが、この点について大蔵省はどのようなお考えを持っておられるのか、お聞きしたいと思えます。

○政府委員(山口公生君) 全体的な感じを正確に申し上げることはなかなか難しいございませうが、私どもが見ている感じではややすみ分けは進んできたかなという感じがするわけでございます。といいますのは、店舗を出せばもうかるという

時代ではなくなつてきているわけございまして、昔は都銀がほとんど店舗を申請して店舗をたくさんもらつてあらゆるところに出ていきました。そうしますと、もしそういう状態でありまして、今、牛嶋先生がおっしゃったような懸念というのはいろいろ出てくるかもしれない。しかし、最近はおひらき撤退しようとしていて、あるいは店舗を統合しようとしているという状況の方が強くなつております。

店舗行政、昔はこれが切り札というふうなことを言われた時代があります。今はもう店舗はむしろ縮小傾向にあるということでございます。そうしますと、それだけでは得意な分野のすみ分け、あるいは地域性でのすみ分け、あるいは職能別といふものは、お客様、顧客別のすみ分けというものはやはり進む傾向ではないかという感じがいたします。懸念が全くないと私は断定はできませんけれども、少ないのではないかと感じはいたします。

○牛嶋正君 今回の措置によりまして預金保険機構に新設されます金融危機管理助定でございますが、この助定がうまく機能していって金融システムの安定化に寄与していくためには、この助定が国民の目から見て極めて透明な形で運営されなければならぬ、これが大前提ではないかと思えます。しかも、十三兆円の公的資金を導入するわけですから、その面からいいますと透明性の確保というのは非常に必要だと思えます。

そのためには、金融機関側からいいますと、これまで言つてまいりましたように、自己責任原則を確立し、情報開示を徹底し、そしてまたできるだけ市場原理を活用していく、こういった前提条件を守っていかなければならないことはもう明らかだと思えます。

これに對しまして金融行政側はどうかといううことです。私は、金融機関の発行する優先株等の引き受けの場合の審査基準にできるだけ客観性を持たせる、これが第一番目に求められることで

はないかと思ひます。客観性であります。この点について大蔵大臣のお考えをお聞きいたします。

○国務大臣(松永光吉) 情報開示の必要性、これは委員御指摘のとおりだと思ひます。金融機関の方の申請に基づいて審査機関で審査をする場合の基準の話をさせていただきますが、これは審査を願つておる法律を土台にして、そして両院における委員会の審議状況等も参考にさせていただいて委員の先生方が協議をして基準を定めていただくわけでございます。その基準に基づいて審査をしていただきます。全会一致ということで、そして議事録の要旨は公表するということによって国民の前に明らかにする、そして決まったことはさらに閣議の了解を得る、こういう仕組みにいたしておりますので私はこれで公正さは確保されるというふうに思っております。

○牛嶋正君 その審査委員会、この構成メンバーをいろいろとお考えになっておられますが、これが公正、公平に幾ら行われても、審査基準に裁量が入るような余地があればなかなか透明性を確保することは難しいのではないかと、私はこんなふうに思っております。

この審査基準に当たりましては、二つに分けておられます。一つは破綻処理における受け皿金融機関に対するもの、それからもう一つは一般金融機関に対するものであります。このうち受け皿金融機関に対するものにつきましては、私はこの基準の中には客観性が含まれていると思っております。

それはどういふことかと、受け皿金融機関になったために自己資本比率が悪化したということですね、これはもう非常にはつきりした客観性がある。ですから、この後の文言で、信用秩序の維持及び地域経済の安定に大きな支障が生ずる場合というふうに書かれております。ここはもう非常にあいまいであります。ここでは非常に裁量が入る余地があると思ふんです。しかし、今私が申しましたように、受け皿金融機関ということで特定化していますから、ここでその透明性は確保

できると私は思っております。

ところが、もう一つの一般金融機関の場合ですね、ここでは経営の状況が悪化していない金融機関という定義がされているわけです。何の客観性もここにはございません。ですから、その後非常に厳しい条件をつけたとしても、やはり裁量性が入る余地はぬぐえないわけでありまして、救済というふうな呼び方をされても、この基準のままだはその救済ではないかという意見に対して結局は反論できないのではないかと。

先ほど申しましたように、いかに審査いたします委員会が公明、公正にやられたとしても、この基準のところで客観性を欠くということになりますと、これは十分な審査基準にはなり得ないのではないかと、こんなふうに私は思いますけれども、この点についてお聞きをいたします。

○政府委員(山口公生君) 先生のおっしゃってられることにつきましては、そういった御批判をずっと御指摘されている向きがありまして、私どもの方ではできるだけそれは審査機関の方で客観的な形でおつくりいただけるようにということで国会等の議論を参考にさせていただきたいと、こういうことを申し上げておりますけれども、事の性格からして先生がイメージしておられるまでの客観性といましようか、こういう条件で数量的に、この場合に限るとかということができるのかどうか、またそれが適当かどうかということになりますと、もともとこの一般金融機関に対するものが危機管理という性格を持っておりまして、またそれが金融機関の救済ではなくて信用秩序あるいは金融システムを通じてまた日本経済全体の危機を回避するというところでございまして、例えばその危機の度合い、あるいはそれがどういふ社会現象を起こしているのかというふうなこともよく思ひます。それから、個々の銀行におきましても、財務状況は非常にいいんだけれども資金繰りがちよつと、マネーポジションが今きつくて大変だ、あるいは財務状況はそれほど最優等ではないけれども若干ローンポジションに近いとかい

ろいあると思ふんです。

たださういったときに、やはり国全体の経済の危機を救うための手段でございまして、ある程度そこには審査委員の方々が判断をし得る余地がなければ、またかえつてこれが動きにくい、動かない。動かないと、せつかくここまで準備をしてお認めいただきまして、それが有効に活用しないということになりますと、せつかくやっても、きのう参考人が申されておりましたけれども、国際のな評価も下がってしまうことだとしてあり得るわけでございします。その辺はできるだけ客観性をというところで私どもも審査委員会の方にお願いしたいと思っておりますけれども、若干そういう限界があるということも御理解願ければ幸いです。

○牛嶋正君 私、これは提案でございしますけれども、アメリカのRTCの場合にもさうですけれども、コストテストというのをやりますね。ですから、申し出があった金融機関に対して公的資金を投入するその資金量と、それによつて今おつちやいました信用秩序が回復するあるいは地域経済の安定化が図れる、そのいわばベネフィットの部分の何らかの形で数量化する、そして投下された公的資金との間の比較を行うというふうなことができるだけ客観性を保つような努力をされる必要があるのではないかと、そういうことを申し上げまして質問を終わらせていただきます。

○志吉裕君 預金保険機構が本来の役割を果たすために必要とする資金を調達する方法は、このスキームにもあるように、機構が政府保証の債券を発行して日銀が融資をする方法、あるいは同じ債券を財投で購入する方法、あるいはまた機構に直接税金を投入する方法、金融機関に優先株や劣後債を発行させてそれを財投、日銀または民間で引き受ける方法、さらにまた金融システム安定化機構というふうなものをつくつて、その機構が金融機関に出資をしたり、あるいは証券化した不良債権を引き受けたら各種の方法があり得ますが、それぞれ長短と、結論として今次のスキームに落

ちつたその理由を御説明いただけますか。

○政府委員(山口公生君) 確かに、先生おっしゃいますように、いろいろな方法というのは考えられるかもしれませんが、今般の自己資本充実策におきましては、資金調達の方法として政府保証債の発行、日銀、民間金融機関からの借り入れとしておるわけでございしますが、財投資金というアイデアにつきましては、預金保険機構が民間からの出資の入った認可法人ということもありましてなかなか直接財投の対象とはなりにくいというような性格もありまして、従来から資金調達は日銀及び民間金融機関というふうになされてきたといつていいところがございます。

それから、優先株の引き受けを公的資金を原資として整理回収銀行というところが行うことにさせていたいただいておりますけれども、これは市場の機能というものが、私しばしば申し上げているように、すくみ現象を起こしたというふうなことで、機能が十全でないという状況に外からなるべくマーケットというものを壊さない形で関与するというやり方が一番適当ではないかという感じがいたしておるわけでございします。

また、いろいろな財政資金がダイレクトにいくというふうなことで、それは例えば補助金を与えるとかいうことも立法論としてはあるかもしれませんが、いずれにせよ全体としてはそういう市場関係、マーケットを重視しながらの対応というところで御理解願ければと思ひます。

○志吉裕君 このスキームでは優先株購入の対象行をどこにするかという線引きが焦点になります。審議をずっと振り返つてみますと、破綻銀行の受け皿への資金投入には比較的異論が少いようだが、問題は受け皿以外の大手行を含む一般銀行の場合です。今、お隣の牛嶋委員もおっしゃいましたように、法案では信用秩序の維持に支障がある場合という漠然とした規定で、そこで俄然注目をされるのはこの七人の侍ということになるわけですが、余り厳しくしてみんなはねつけられるよう

なら何のためのスキームかということになりますし、さりとてはいよいよフリーパスというのであれば、もともと資本充実なんか必要のない銀行の話ですから必要ないということになるわけで、余計な世話をしていることになってしまいうわけですね。

ならば私は、今も御意見がありましたように、例えば数量化できるような客観的な物差し、基準とでもいいますか、そういうふうなもの、ガイドラインのようなものが世の中に公表されるのが望ましいと思いますが、先ほどの牛嶋先生の御意見に追加することがございましたらしてください。

○政府委員(山口公生君) 審査基準は審査委員会がお決めにありますが、これは公表していただきますので、恐らくそのときにはかなりこういつた国会での御議論も踏まえた形になるものというふうに期待しております。

具体的に数値がどうということまでは申すことはできません。

○志苦裕君 数量化は困難でしょうが、できるだけわかりやすい物差しが必要ですね。

なぜ七兆円なのかということについては納得のいく説明があったわけではない。事が起こってみなきゃわからぬという性質のもののようにもある。破綻処理に必要な費用と預金保険料がどれぐらいたまっておるかの額で決まる。したがって、七兆円のうち実際にどれだけ使われるかはわからない。あるいは見せ金になるかもしれないですね。

現在予想される破綻処理に必要な費用が破綻すると後から実はといって大体倍ぐらいになって出てくるのでその辺も少し輪をかけて見込んで、その上に北拓の今わかつている分を足すと大体七兆円だというお話ですが、大体どこなところから七兆円が出てきているんですか。

○政府委員(山口公生君) この間お示しましたIからIVの分類で、IIIとIVを足すと十一兆というお話をしました。それで、かなりの部分これはま

た償却が進みますのでそれよりは減りますけれども、そういった状況。それから、二十八兆ベースの公表不良債権のうち引き当て等が済んでいないものが四・三兆ぐらいいります。そういったことを勘案しながら、しかし全部の銀行が破綻するわけではもちろんありません、自分の力でもって償却していくままです。七兆円を用意させていただければ国民の皆様には安心していただけるというふうに思っている次第でございます。

○志苦裕君 パンツのひもみたいに伸び縮み自由でも困るんです、これは。

保険料に関連しまして、金融債も保護の対象になるのですから、とすれば長信銀にも都市銀行並みの保険料負担を求めた方がいいのではないかとこの意見がこの間もあつたようですが、いかがですか、改めて聞きましょう。

○政府委員(山口公生君) そういった御質問をすればは受けて同じような御答弁を申し上げておりますけれども、この議論はもとも預金者保護のあり方の問題、預金保険法の基本的な考え方をどうするか、それを議論し、それに対するの保険料の負担という基本的な問題を議論していかなければいけないマターではあるかと思っております。二〇〇一年三月までの特例の措置でございますので、その基本的な検討をこれからやっていく必要があるだろうと思っております。

○志苦裕君 きのう参考人の意見を伺ったところ、日ごろぐずぐずしておる大蔵省がよくもまあ踏み切ったと、大いに多とすると意見もありましたが、同時に、先ほど言いましたような七人の侍のところへ名乗って出る人が一体いるんだろとか、名乗って出る者がいなきや何のためのスキームかということになるわけですね、そういう意見も率直に言っていました。名乗り出る者がなければ幾ら金を積んでも何の解決にもならぬという指摘なわけですね。

マクロ経済政策のためにこれが必要というのであれば、申請主義一本やりのほかに何か手段があり得るんじゃないかという気もしますが、いかが

ですか。

○政府委員(山口公生君) 先ほどもちょっと申し上げた中にありましたが、自由主義経済の中でのマーケットを基本に据えての考え方からしますと、よほどのことがあればそういう先生がおっしゃるようなことも必要なことだとしてそれは理論的にはあると思うんですが、マーケットの中でそのような解決となりますと、やはり基本的には申請主義というのを保つのが正当だろうと思っております。

○志苦裕君 ところで、議決権のない優先株を議決権のある株式に転換する方法が仮に可能だとすれば、政府は実は銀行の大株主になります。日本じゅうの銀行の大株主は大蔵省というのでは、これまた護送船団とこの話ではなくならないでしょうか、この辺にはどんな歯どめがあるのでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 国そのものが買うわけではなくて、整理回収銀行が買うわけです。間接的には国だという御理解だと思ひますが、発行金融機関の経営に不当な関与をしてはならないというふうに規定しております。したがって普通株を持って議決権を行使して経営を左右するということとは避けるという考え方を貫きたいと思ひます。

○志苦裕君 最後に、前回の委員会でも、私は財政運営の基本的スタンスについてお伺いしました。

改めて問いますが、国債発行の歯どめをどこに置きますか。例えば、量だけではなくて、償還の方法とかさまざまなことを含めて国債発行の歯どめをどこに置かれますか。

○政府委員(藤井秀人君) 先般もお答えしたと思ひますけれども、財政法四条におきましては健全財政主義ということをお大きな基本として打ち立てていくわけでございます。そして、そのもとで公共事業等、いわば一定の資産を形成し得るものについては建設公債という例外的な規定が設けられているわけでございます。そういうことからいまして、この財政法四条の思想というものは私

もは今後とも守っていく必要があるというふうに考えております。

そういうことからいまして、昨年成立させていただきました財政構造改革法におきまして、まずは特例公債につきまして平成十五年度までに脱却を図る、さらには国、地方を通じます財政赤字、対GDP比三％以下とする、さらには建設公債も含めます全体としての公債依存度、これを引き下げていくという目標が現にあるわけでございますので、私どもとしては、いろいろ難しい問題はあるかと思ひますが、どうしてもこれは後世代のためにもしも遂げていく必要があるというふうに考えております。

○志苦裕君 いや、法律をつくっても、あなた方は抜け道ばかり探しておるから、私はあえて聞いている。

この新型国債、貯蓄投資差額とかいう舌をかみそうな名前の交付公債は財政赤字にカウントされますか。

○政府委員(藤井秀人君) 今、先生御指摘の今回の国債につきましては、いわばこれは要求払いの債権という性格を有しております。したがって、これが交付された段階ではいまだ現実に所得が移転をされていなくてございまして、この部分をもちまして財政赤字とは私どもは考えておりません。ただ、これが償還され、現金化されますと、現実に所得が移転をいたすわけでございまして、その部分について言えば、まさしく財政赤字の拡大要因になるということでございます。

○志苦裕君 局長、時価で買い取る不良債権の回収が不調に終わったら損失が膨らむことになりませんが、これは一体だれのロスになりますか。どうやって処理されますか。

○政府委員(山口公生君) この特例期間中に不良債権を時価で買い取りますからプラスになるかマイナスになるかわかりませんが、仮に、今マイナスとおっしゃいましたが、マイナスのところは七兆円の方でロス埋めをされる、こういうことになります。

○志吉裕君 終わります。

○笠井亮君 日本共産党の笠井亮です。

田辺信用組合以降の一連の金融機関の破綻処理で、九八年度に預金保険機構から見込まれる資金援助額は計算してみますと九千五百億円、うち法改正で新設される特例業務勘定からの支出というのは、ほぼその半分の四千七百五十億円を計上している、仮置きしているということでございます。一方で特例業務勘定の保険料収入は、局長も言われましたように、二千億円ということであり、七十五十億円の欠損が生じることになると思いますが、これは九八年度から国債の現金化が始まる、それが必ずではないかと思うんですが、それについてはどうですか。

○政府委員(山口公生君) いろいろな仮定を大胆に置きますと先生がおっしゃったような数字になります、それは国債の現金化ということにつながると思っています。

○笠井亮君 その金利などをプラスしますと、大体仮置きとして幾らということになりますか。

○政府委員(山口公生君) 今、先生がおっしゃった二千七百五十億ですか、一応その程度の支出といたうことになろうかと思えます。

○笠井亮君 来年度から二千七百五十億あるいは三千億程度の現金化ということであります。

それでは次に、法案の仕組みとして伺います、仮に七兆円の交付国債が底をつくという事態になった場合、そのロスの穴埋めにも政府保証分を使うと思うんですが、その政府保証分というのをどういうタイミングで実際に履行していただくことになるんでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 七兆円が底をつくことはまずないというふうに思います。

日銀からの借り入れというのは、あくまで不良債権の買い取りのためのファイナンスというふうにお考えいただきたいと思えます。そうしますと、不良債権のために行われた借入金はその見合いに時価で買いますから、資産が見合いにあ

るわけです。それを回収して返していく、こういうことになるわけです。

○笠井亮君 今ちょっと質問の趣旨を御理解いただいていないのかもしれないんですが、七兆円の交付国債が底をつくという場合だって仕組み上はあり得ると思うんです。その場合に、ロスの穴埋めにも政府保証分というを使うんじゃないかと思うんですが、それについて政府保証をどういうタイミングで履行するのかということと仕組みの問題として聞いているんです、そういうことはあり得ないと思うということじゃなくて。

○政府委員(山口公生君) 私どもは、やはり現実的な議論をさせていただきたいと思えますが、七兆円で十分な手当てができるというふうにしており、したがって、日銀からの借り入れ、これは政府保証をつけておりますが、これは借り入れを容易にする、日銀からだけではありません、民間金融機関からも借りることができ、それを容易にするためのファイナンスのための手段だということに考えております。

○笠井亮君 仮に、法律の仕組みのことです、それから、そういうことになればその穴埋めにも使うというように仕組むとは思われないんです。だから、そこそこはあり得ないと思われないんです、ということじゃ話が通じないんだというふう

に思っています。

じゃ、それは引き続きまたやりますが、特例業務勘定を結ぶるとき、日銀等からの借金残高があればどうするのか、日銀等からの借金残高というのが一般勘定に引き継がれるのか、それとも特例業務勘定の中で処理してしまうのかということについて聞いてみたいと思っています。

年度末までに、つまり二〇〇一年三月までに所要の措置を講ずるということもあわせて書いてあります。

これは、特例業務勘定に負債があれば検討して廃止の時期を延長して、そしてその期間の中で政府保証を履行して処理するということなのか、この関係ですね、どういうことを想定しているのか、うな検討事項をあえて設けているのか、説明してください。

○政府委員(山口公生君) 預金保険機構の特別資金援助あるいは協定銀行である整理回収銀行による資産買い取り業務というのは、二〇〇一年三月、つまり二〇〇〇年度末まででございます。このような業務の終了に伴って二〇〇一年度末には特例業務勘定は廃止するというふうになっております。

今、御紹介いただきました特例業務勘定を廃止する場合には、同勘定の資産及び負債は一般勘定に帰属させることを基本的には予定しております。これは法律にもそう書いてあります。したがって、返済されていない借入金があれば資産もあわせて一般勘定に引き継がれます。ただ、今回の改正法の附則でもって検討規定を置いております。

これは例えば、今後破綻の発生を見通すことは大変困難でございますけれども、個々の破綻処理の時期によつては特別資金援助を、二〇〇〇年度までですが、実際の実行が一年以内に完了しないような場合もあるかもしれない。また、仮に相当規模で預金保険機構または整理回収銀行によつて資産の買い取りをしたときに、そのままの形で資産、負債を一般勘定に引き継いでいいものかどうか、それが適当かどうかという事もあるだろうと、非常に大型のものが生じた場合ですよ。

したがって、一般勘定に引き継ぐという原則はそのままでありましかれども、そのときにやはり状況によつて検討をしますということとを法律ではっきりと書いて、諸情勢、いろいろな特例業務の実施状況とか金融機関の財務状況等を勘案し

て検討を加え、必要があると認めるときは、十二年度末までに所要の措置を講ずるというふうにしておるわけでございます。

○笠井亮君 これは非常に重要な問題だと思うんです。二〇〇一年三月に特例業務勘定を結んだ時点で負債を一般勘定に帰属させれば、その負債分というのは一般保険料で返していけばいいということになりますけれども、特例業務勘定をいろいろな状況の中で延長してその枠内で処理するようになりますと、これはその分全く銀行の負担なしに、いわば税金投入ということによつて処理されることになるわけでありまして、衆議院の論議の中で銀行局長は、この検討事項から保険料の検討も排除されないという形で答弁されていると私は承知しておりますが、ならば特別保険料の継続も考えるべきだというふうには私は思っております。そのことを申し上げておきたい。

最後に伺いますが、安定化法案の関連です。政府はこの十三兆円を貸し渋り対策になるというところで言ってきました。しかし、この十三兆円がその対策に回るといふ保証は、どこにもないんじゃないかというふうに思っています。貸し渋り対策になるというならば、健全性確保のための計画というもののなかで貸出枠の拡大という項目をはっきり入れるのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 審査委員会でご審議される際に、各金融機関が申請すると同時にいろいろな計画を出す。その中に経営の健全性確保のための計画というものも出ていたと思いますが、そのうしたもののなかでその後の融資に対する基本的な考え方が盛り込まれるということもケースによつてはあるだろうというふうに思っています。しかし、それを義務づけて云々と言われますと、それは逆に余りにも状況を縛り過ぎてしまうという面もありますし、ケース・バイ・ケースによつて審査委員会において適切にそこは計画の中に反映させるかどうかを御判断いただけるものというふうを考えております。

○笠井亮君 安定化のために十三兆円入れるといつても、そういう意味ではケース・バイ・ケース、義務づけられるわけじゃないとすれば、これはもう銀行のいわば裁量次第ということでも、もろえば後は何にだって使える、貸し流し対策にしろなくていいということでありまして、そういう点では重大問題だということを指摘申し上げて終わります。

○星野朋市君 銀行局長が現実的なお話をということなので現実的なお話を申し上げますけれども、きのう私は、今度のスキームについて、東京三菱と興銀は優先株の発行の規定がないじゃないかということで御質問をしたんですが、くしくも興銀がきのうニューヨークにおいて十億ドルの優先株の発行というのを行いました。

〔委員長退席、理事橋崎泰昌君着席〕

きょう午前中の黒澤会長の御答弁では、非常にいい条件でもってできた、これは我々の自己努力だ、こういうふうなお話をされておりました。それは結構なことだと思ふんですね、外国の銀行を使ってこれは合算できますから。

もう一つ、今度は東京三菱の例で申し上げますと、ティア2、ティア1の関係で、含み益が少なからず今度は劣後債が発行できる可能性を持っておられるけれども、このスキームがでさうして株価が上れば劣後債を発行しても余り意味がないんじゃないか、こういう感じを持てているんじゃないかと思ふんですね。そうすると、優良行にとつてはこれはやっぱり見せ金じゃないかという議論が起きると思ふんです。

それで、きょうの終り値がどうなっているかわかりませんが、きょうの午前中は三百八十数円株価が下落しているんですね。株価というのはいろんな原因がありますから一概には言えませんが、要するにこれがもう成立とやうことできょうの新聞なんかには確定的に出ちやうていますと、材料出尽くしという感じで落ちたのか、それとも我々が言っているようにこれは市場が不完全なものと受けとめてそういう反応をした

のか、なかなか難しいところですが、もし御感想がありましたら一言おっしゃってください。

○政府委員(山口公生君) きょう出てくるときに株価について情報をいろいろ収集しておけばよかったのでございますが、ちょっときょう三百四十円下がっているということ、その理由はいま一つはつきり私わかりません。

ただ、年初からの株価が私の印象では比較的堅調に推移してきた状況にはあると思うのでございます。それは、株価というのは毎日毎日見て、なぜ上がったか下がったかという議論をしまして、これはやはり売りたい人買いたい人はいますけれども、これはまたまた必要な要素があると思ふんです。ただ、年初からの株価の動きについていろんな方の御意見を聞きますと、何となくしつかりしてきた感じがすると、これはやはりいろいろな手段を用意されておるといふ安心感があるといふふうにも聞かれています。これは手前みそのように聞こえますとなかなか申し上げにくいんですが、けれども、そういった気持ちで安心感を与えていると。

そうなりますと、例えば昨年の暮れごろに見えたような、見透かしたような売り込みといひましたとか、何かいろいろな投機的な動きが比較的多く出てきていた下からの力でもって抑えられ、その効果も出てきているのではないかと申す人もおられます。株価について軽々に申し上げるべきではありませんけれども、そんなことを耳にしますと、こういうことを御紹介させていただきます。

○星野朋市君 当然のことく毎日毎日の動きで一喜一憂することはないんですけども、やっぱり株価というのはその節目節目が何かを物語っているというのには解釈しているわけですね。株価の議論というのはいくら切りがありませんからここで終わります。

〔理事橋崎泰昌君退席、委員長着席〕
次は、阪和銀行の割り増し退職金の件についてお伺いをしたいんです。

二月二日に我が党の本審議員が予算委員会において簡単な質問をいたしました。どういふことかという、阪和銀行の行員がストライキを構えて割り増し退職金を要求した、通常なら二十九億円の退職金で済むのが何と八十五億も預金保険機構から金が出てそれだけ割り増し退職金が支払われた、こういうことで、それは何なんだという質問をいたしました。山口局長は、それは裁判の結果だといふようにお答えになったんですが、これは正確に言えば民事調停なんですね。それで、この民事調停はどちら側から出されたものですか。

○政府委員(山口公生君) これは銀行側から申し立てをやっております。

○星野朋市君 大蔵省側ではないんですね。もちろん、阪和銀行といふのはいろいろ問題のある銀行でありますけれども、やはりこれは大蔵省のOBが天下った銀行であります。それから、普通ならばいろいろな受け皿をつくって救済策を講ずるところが、いろいろ問題があるんで大蔵省が業務停止命令を出した、それを銀行の労働組合が逆手にとって、いわゆる民事調停に持ち込んだ。

問題は、つぶれたところに割り増し退職金を支払う民事調停が出されて、しかも大蔵省が割に簡単にこの調停に応じちゃった。預金保険機構の金はそのもとで次々と出てきたんだ。もしこんなことがほかで次々と起こっていったら、これからどうなるんだ。要するに、今度のスキームを、預金保険機構に入るお金、そういうものが何となくどこかへ出ちゃうというおそれを感じさせるような例なんですね。

もう一度、銀行局長、この件に關しまして正確なお答えとこれから対処の仕方、これは重要な問題だと思ふのでお答えを願いたいと思ひます。

○政府委員(山口公生君) 阪和銀行の破綻、業務停止命令につきましては、先生のおっしゃるとおりですが、退職金規程が自己都合の退職の場合しか規定されておらず、こうした業務停止命令

令に基づき、つまり会社都合といひましようか、こういった場合の対応が不明確であつたわけでございます。阪和銀行の労働組合としては、スト権を確立しストも辞さないといふことで先生のおっしゃったような労使紛争になつたわけでございます。万が一ストライキになつて預金の払い戻しができないという状態になりますと、本場にこれはペイオフの状態に陥るということで大変重大な問題になつたわけでございますが、そこで労使間のこの紛争については、労使問題という点にも十分配慮しながら、やはり何か客観的な、公正な立場での御判断を仰がない以上はそうした破綻処理ができないといふことで、この場合におきましては裁判所に民事調停を申し立てて解決を図るといふ形になつたわけでございます。

その結果について、今おっしゃつたようなことになりましたが、これにつきまして阪和銀行の処理の円滑化、信用秩序の維持という面からやはりどうしても必要だといふことで、預金保険機構の運営委員会においてもやむを得ないといふことでこれを認め、阪和銀行が一月二十六日に解散をしたといふことでございます。

確かに、先生がおっしゃいますように、今後こういった問題についてどう扱うか、また労使の問題でございますから余りその辺を無視した行動も解決もとりにくいといふことで、規定がある場合、ない場合、それから従業員がほとんど全部引き継がれる場合、いろいろございますでしよう。あるいはそういうものが不十分であつた場合には、やはり裁判所あるいは労働委員会に持ち込んで解決をしようとか、やはりだれが見てもおかしくないといふ形でその解決を図ることが最低限必要ではないかといふふうに考えるわけでございます。

○星野朋市君 終わります。

○山崎力君 改革クラブの山崎と申します。時間が限られておりますので簡潔にお答え願います、今回の金融二法案のいろいろな説明の中

で、政府側より臨機応変の緊急、時限の措置であるというふうな形の表現がございます。確かにそのとおりなんでしょう。ということは、財政運営が予定どおりではなかった、予想されたものではなかった、それに対して変わったことをしなければいけないということなんです。この臨機応変の措置をとらなければならない「機」、すなわちそういうきっかけ、そういう状況というものをどのようににまず把握されているのかお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(山口公生君) これはしばしば申し上げておりますように、昨年の十一月から十二月にかけて、株価の下落、格付の評価などの引き下げ、危機の報道等で個人レベルでは窓口へ預金の引き出しに人がかなり殺到した、コール市場ではすくみ現象が起きた、海外では外貨が取れなくなつたというようなことを経験したわけでござひます。みんなが自分のことを大事に考えるのは自然なことでありまして、金融はお金が行かないと金融の機能を發揮できません。そういったことを昨年深刻な事態として私も思ひては受けとめざるを得ない事態だつたと思ひます。

また、今度の三ヶ月を考へてみましても、三ヶ月を心配するより、株価が下がつたらどうしようというところで、逆に分母であります貸し出しをどんどん絞ろうとする動き、これがよく御批判があらまします貸し出しとか、あるいは回収現象という形であらわれてくる、こういうことは経済全体のある意味では危機を招来しかねないということでございます。

先生がいみじくもおっしゃいました臨機応変の「機」という部分がまさに危機管理の「機」に通じているというふうな感じで、危機管理の「機」が我々としては今一番求められておる部分であらうと思ひておひます。

○山崎力君 ということであらうと思ひわけですが、午前中の参考人の中でもありましたが、日本を代表する銀行の責任者が十九行ある都

銀のうち半分も将来残らぬのではないかと。こういうふうな大経済対策といひますか、経済問題であるというところは、これはわかり切つた話で、その当時から黒船来航に相当する日本の再度の開国だということなどは言つていたわけですが。そういったことから来て、今回程度のことです。山一あるいは北拓がつぶれたというだけで、そういうふうなことになるというのを予想してないのか。一行もつぶさない、そういう形でビッグバンに对应できるというふうな経済運営を考へられていたのかどうか、お尋ねします。

○政府委員(山口公生君) 破綻すべき銀行という表現は適切ではありませんが、破綻状態に陥つた銀行は退出してもらつたというところは従前からの私どもの考へ方ではあるわけでござひます。ただ、昨年の暮れごろに出ましたこの不安心理の増幅効果、効果といつてもいい意味じゃないです、増幅の悪循環と申しましようか、これにつきましてもはやここまでひびいた状況に、また経済全体を巻き込む事態になるとは予想を超えるものがあつたということとは私は認めざるを得ないと思ひわけでございます。

ただ、今おっしゃいました金融ビッグバンという、護送船団方式をやめビッグバンに乗り出す、これは長期的にはこういう方針は変わりないわけですが、これで体力を強く日本経済をしかりしたものにするとどうござひます。その前に取り急ぎ危機は乗り越えないといけないということござひまして、これは一つはこういう大型の破綻がある意味では戦後しばらく経験しなかつたわけでございます。私も個人も、マーケットの関係者も、みんなこういう大型破綻に遭遇して、かなりそこに気持ちの不安心理が生まれたというところは私も私としては貴重な経験であり、また教訓にしなければいけないことだつたというふうな思ひておひます。

○山崎力君 その辺のところの認識の問題なんです、そうするとこれからビッグバンに向けての中で、こういったことが起ればまた奇貨にせ

にやいかぬ。起こらなければそこまではもつたろうけれども、もつと何らかの大きな金融機関あるいはそういうものが破綻するのは目に見えていたというふうな中で、大多数の方々がそういうこと形で確かにおきまして、予想できなかったということも事実でございます。別にあのときの取りつけ騒ぎが本当の意味での取りつけ騒ぎまで行つたかというところ、そこまでは行つていない。要するに、株価といつたものに対する心理上の問題を何とかせにやいかぬということをやつていたというふうなしか私には思えないわけでございます。

それが結局、不良行を早い時点で処理できればいいところが、こういうふうな形で支えていけばある時点でばたばたと行くか、もつと最終的に悪くなるんじゃないか、そこをどう考へていけるのかという疑問はぬぐえないわけでございます。正直言ひまして、この程度のこの影響で慌てふためいたではないかという気もこの法案でするわけでございますけれども、そこところは時間の関係で置いておくとしまして、大臣にお伺ひしたいわけでございます。

これは非常に言ひにくいことですけれども、前任の三塚大蔵大臣は不祥事の責任をとつてやめられたと報ぜられております、経済運営の方も入つていたんじゃないかというのがありますけれども、とすれば、今一連のこういう中で新たに大蔵省からしかるべきポジションの人がもし司直の手にかかるということになれば、改めて松永大蔵大臣自身の問題が出てきつてしまつたということになるんですが、その辺についての御認識を伺つて、時間でございますので私の質問を終わらせていただきます。

○國務大臣(松永光君) お答え申し上げます。委員が今申されましたように、前三塚大蔵大臣は、大蔵省の職員に逮捕者が出て、そして大蔵省の行政に対する国民の信頼を著しく傷つた、そういうことこの責任を全体としておとりになつたというふうな思ひます。私はその後を受けて、そ

のような事態が二度と起こらないように綱紀の肅正、そして不祥事を起こした人の、これは刑事処分の方は検察当局がやるとしても、その後には事実関係が明らかになつてきますからそれに基づく行政的な処分、さらにはそうした検察庁の手を煩わさなかつた人であっても、もし過去において倫理にもとる行為があつた人については内部調査を進めておるわけでありまして、その結果を見て適正な処置をして、そして綱紀の肅正と、それから職員一人一人が本来の公務員としての使命感を、しっかり国家、国民のために働くように、そういう状況の大蔵省をつくり上げるという責任を負つて私はこの任に当たつておるわけでありま

す。今後ともそういう責任を果たすように全力を尽くしてまいりたい、こういうふうな考へているところでございます。

○委員(長石川弘君) 速記をとめてください。

○委員(長石川弘君) 速記を起してください。これより内閣総理大臣に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○林方正君 総理、お忙しいところを御苦勞さまでござひます。

私の時間は十分ということで限られておりますので、絞つてお聞きしたいと思ひます。今回、金融三法案を審議しておるわけですが、海外からも大変これは注目を受けておりまして、先般来行われましたダボス会議でも各国、特にアジアの首脳からは日本がこの決断をしていただくことについて力強い牽引車になつてもらいたいという声が多く出ておりました。そのアジアの中心になつて我々がやつていくという意味で大変にこの三法案は大事なものだと思ひております。そこで、今回、特に韓国、インドネシア、タイ等におきまして金融危機というものが起こつたわけでございますが、ドル・ペッグをしておつて金

利が経済の状況と合わなくなつたとか、いろんなことが言われておりますけれども、特にインドネシアについてはまだまだ予断を許さないという状況を報道でも承知しておるわけでございまして、このアジアの金融危機について、どういったことが原因で、これからどういったことをこれに對して我が国として、また国際社会の一員としてやっていたいかなければならないのか、お尋ねを申し上げます。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 今、議員から、韓国、タイ、インドネシアという三カ国を挙げられて、その通貨あるいは経済変動の原因についてのお尋ねがありました。

率直に申しまして、三國ともにそれぞれの状況は異なっておりますから一概にこれをまとめることには多少無理があるかと思ひます。

しかし、その上で申し上げられることは、一つは通貨の過大評価であり、またこれに伴う經常収支の赤字の拡大、そして海外から大量に流入をいたしました資本の一部が生産的じゃない用途に使われた、こうしたことから市場の信認の低下というものが起こつたといふことは言えると思ひます。そして、通貨あるいは経済変動の再発防止という観点からは、それぞれの国がやはりマクロ経済運営と構造調整努力というものを適切に行う、そしてそれによって市場の信認を回復し、より強固なものにしていくということに対応は行きようかと思ひます。

現在、この問題に對し、IMFを中心とする国際的な枠組みを基本としながら、日本としても積極的な支援を実施してまいりました。その支援の対応もまたそれぞれの国によって異なりますけれども、共通するものはやはりIMFを中心とした国際的な枠組みの中においてということにありま

す。今後ともに、関係各国及びIMFあるいは世銀、さらにアジア銀等国際機関と連携を密にしながら、それぞれの国の状況とともに適切に判断をして我々は行動していくことが求められてゐる、そ

のように考えております。

○林方正君 ありがとうございます。

今、総理もおっしゃっていただいたわけでございますけれども、この三カ国を中心とした問題の中で、一部の資本が入つたり出たりして、特に出ていっちゃつたというキャピタルフライトについてお触れになつたわけでございまして、先に行われたタボス会議の中でもこの短期の資本の移動につきましてある程度、監視制度といひますか、国際的にサーベイランスしたかどうかという議論が芽生えてきておるように私も聞いております。この間の予算委員会だと思ひますが、御質疑の中でトービン・タックスにお触れになつた先生もいらつしたわけでございまして、この為替の取引について、課税をすることによりまして投機的な為替の取引を抑制しようというところでありますが、これについてはIMFのスタッフペーパーがございまして、余り積極的な評価というよりはちよつと難いだろうというところでございまして、こういったマーケットに監視を入れたり規制を入れたりして資本の移動についても少しファンダメンタルズを反映したものにしようといふことを少し考えていくべきではないかと私は思つておりました。今度G7もございまして、また夏にはサミットがございまして、私も我が国から積極的にこういふことについて取り組んでいかれるべきだと私は思ひますが、いかがでございましょうか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 確かに、今、議員が御指摘になりましたように、今日の世界経済の中で金融市場の統合と同時に資本の自由化が進展をしております。そして、その結果として、資金の効率的な配分というものと裏腹に短期間におけるまた急激な資金の移動とリスクというものも生じておることは御指摘のとおりです。そして、今、議員からも御指摘がありましたように、短期的な資金の移動に對して国際的な監視を行うという考え方は今までも実は何回か議論の対象として出てまいりました。

しかし同時に、その結果として供給されるべき資金が適切に移動しないのではないかとといった反論もあり、必ずしも効率的なメカニズムが組み立てられていないという状況であります。しかし、いづれにしてもやはりこうした実際の問題に對してこの資本移動に對する問題といふものは、何らかの工夫を必要とするところは、議員の御指摘のとおり、私も必要だと思つておりました。

先般のアジアにおける通貨変動の中において、例えばマレーシアのマハティール首相がIMFに對して依頼された作業のように、まだ残念ながらその回答をIMFから受けるに至つておらないわけでありまして、既に国際機関においてそうした検討もなされております。

今、G7、当然ながらこうした問題に議論は行くでしょうし、サミットまでの間にも第二回のASEMその他主要国の首脳会合あるいは蔵相会合、中銀総裁レベル、さまざまなレベルで当然のことながらこれは議論されますし、また何らかの工夫を我々もしていかなければならない。同時に、資本の移動がもたらす利益を阻害することがあつてはならない。二律背反の課題としては非常に難しい回答を迫られる問題であります。我々も真剣に取り組んでいきたいと思ひ、また努力もいたしておる分野でございまして。

○林方正君 詳細な御答弁をいただきまして、大変にありがとうございます。

我が国のリーダーシップをそういつた国際機関、国際会議の場で今からもぜひ發揮していただくたいと思ひます。特に、今回のIMFのパッケージに對しては、特にアジアの方からは余り実情も知らないでほんと来てすぐやるものですか、からかえて角を矯めて牛を殺すやうなという批判も出ておるわけでございまして、まさに我が国の出番があると思つております。

総理にぜひよろしくお願いいたします。私の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○伊藤基隆君 民友連の伊藤でございます。先に幾つか質問項目について御通知を申し上げておるわけで、せっかく総理がおいでになつておるわけで、聞き漏らす場合があると大変なので一番聞きたい部分、最後に掲げた問題から少しお聞きしたいと思ひます。

それは今回提案されている金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案の第三条三項の二、いわゆる事態に關してでございます。

私は、これらの事態といふものが具体的にどのような状況を指すのか本会議において御質問いたしました。総理は法律上の要件として法律の内容の適用を述べただけで具体的な状況の説明までは述べませんでした。私は、二月十日、本委員会において大蔵省に質問しましたところ、銀行局長は、事実経過として昨年十一月段階からの日本の金融システムに對する内外の対応について述べられました。私は、それが三条三項二に言う事態とも類推するわけでございまして。

そこで、質問の一つは、私は今から三月末に至る期間においてかかる事態が起こることについて全く否定できないという危機感を持つておりますが、このことについてどういふふうにお考えでありますでしょうか。

さらに、この法律の存在は危機に對する対応の側面と危機回避に向けた日本政府の内外へのメッセージといふふうにも受けとめるわけでございしますが、本法案が危機抑止力としての効果の發揮に力点を置いて実行されるべきではないかと考えておりますので、この点についても総理のお考えをお伺いしたいと思ひます。

さらにもつと詰めれば、この法律は危機を事前に回避する、あるいは危機の発生に即応した対策によつて発生した事態の影響を抑え込むか、あるいは最小限にとどめる、そういうことに対する効力を持つと考えるわけでございまして。

さて、これらの対応をどこが行うのか、どのように行うのかについてでございます。

国の営み、これは経済という言い方でもいいと

思いますが、金融だけでももちろん成り立っているわけではございませんで、しかも金融政策の失敗が全産業、全社会的な営みに与える影響というのは極めて大きいわけでございます。したがって、国の運営の根幹である財政の主導のもとに金融政策が成り立っていく、あるいは両方が一体となった判断することが私は大切なんじゃないかというふうに思っております。組織が一体であることはまた別の考えでございます。

財政・金融の一体的対応ということが今後求められてくるわけでございますが、金融監督庁の問題をめぐって財政・金融の問題が与党の中でさまざまな議論されて結論が出たように聞いておりますけれども、今後危険性を事前に回避するということをどういう体制で行おうとしているかということについてお答えいただきたいと思っております。

さらに、この法律が効力を発揮することになれば日本発というのに対してはかなりの十分な対応が可能であろうかというふうには思います。しかし、日本発以外に対して強力な危機管理システムを果たして日本は持っているのか、あるいは持っているのかもしれないけれども、私は危機管理システムを在外公館も含めて世界レベルで確立しておく必要があるだろうと。ハードとソフト面、すなわち情報の収集・分析・判断対応、さらには携わるメンバーの意思力が求められてくると思っております。

私は、意思力とは継続された組織の力というふうを考えておりますけれども、それが一方にあつてこの法律は効果を発揮するのではないだろうかと、そのことの確立がなければこの法律の効力は余り発揮されないんじゃないかというふうに考えます。

さらに、実際に危機が発生してその影響が社会的な問題にまで発展したときに、この法律のレベルでは対応し切れないのではないかというふうにも考えております。

以上、さまざま申し上げましたけれども、総理のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、議員が幾つかの側面を取り上げながら御質問をいただきました。その中心を整理していきますと、この法律に持たせる効果というものは危機回避に向けた抑止力が主なのか、それとも危機が起こった時点においてどう対応するか、一体どちらに比重を置いているんだらう、同時にその危機というものがこれだけのグローバル化している世界の中で日本国内だけで発生するものとは限らないが、国際的な変動の中において果たして有効に機能するのか、今大きく分けて三つぐらいの整理になるのかな、今伺いながらそのような思いを持っております。

そしてさらに、これは恐らく事務方からも繰り返し御説明を申し上げておると思っておりますけれども、今回の金融システム安定化策、それは現下の危機的な金融情勢に対応して、公的資金を活用することにより日本の金融システムの安定性を断固として守るために危機管理対策として準備をしておるものであります。そして、この中には預金者の全面的な保護があり、同時に金融機関として自己資本力を強化していく、そうした対応策との二つの柱がございます。

そして、その意味ではこの法案は御指摘のようにまさに抑止的な効果を期待する部分を持つております。そして、そうしたものが準備をされておることにより預金者も安心をしていただく、そういう意味で申しますなら金融システムの安定性を増す効果があるわけでありますが、これは例として申し上げることが適切かどうか、もし不適切でありますならばお許しをいただきたいと思っておりますが、北拓の破綻後、道内の北拓の業務の譲渡を受ける北洋銀行、これはまさに非常に健全な経営をしております金融機関であります規模としては小さい。これがそれを引き継ぐとするならば資本増強等は当然必要になるわけでありまして、そういう役割を果たすことによって危機を回避する部分がある、私はそのように考えております。

言いかえるなら、危機回避に必要な場合というものにも対応することになります。

そして、一番お答えの難しい部分が、国内においてはその役割を了としても海外におけるシステムの破壊につながるような事態が起きたとき、その事前の情報の、事前といいますが、情報の入手を迅速に行う、かつそれを分析し国内においてどう対応するかという仕組みというのは、これは議員から是在外公館機能の中でこれを提起をされましたけれども、当然ながら在外公館の機能も十分役立ってやらなければなりません。しかし、ほかに例えばジェトロの役割もありましよう。あるいは国際金融機関、IMFであるとか世銀でありますとかの情報、さらにはそれぞれの国の大使館がウオッチしたしておりますその国々の金融情勢、経済情勢、さまざまなものが必要にならうかと思っております。

そして、むしろその場合に必要なのは、情報を集積しつつ、どこが分析し、そしてその分析の結果をいかに予備的にあるいは事態発生と同時に活用していくかという仕組みの問題にならうかと存じます。恐らくそういう問題意識から財政と金融が分離はできないのではないかと御意見に連なつたと思っております。しかし、今日まで本院を含ましてさまざまな角度から御議論がございました中で、財政と金融の分離を明確にすることがむしろ日本の金融システムを安定させる、あるいは健全性を増していく、そうした御指摘が多く行われたことも事実であります。

そして、そういう御意見の中で行政改革会議が出しました結論は、新たに生まれます金融監督庁、これが将来もう一つ変わっていくとするわけでありましようけれども、そのプロセスにおいても、金融の破綻処理または危機管理というものは、新たに生まれます金融監督庁ではなく、財政と一体で残る部分も用意をいたしました。

これについても世上さまざまな御批判があることは事実でありまして、財政と金融を分離した上で全く違った仕組みを用意することにより対応はよりたやすくなるという御意見もありますし、む

しろもっと積極的に財政と金融をかわらせるべきだという御意見もございます。

政府の立場で今お尋ねをいただきますと、行政改革会議の結論をお答え申し上げますが、それが一番正確なお答えになるかと存じますが、そうした問題意識も随分持ちながら、この問題は与党の中におきまして、また行政改革会議の中におきましても議論がなされてまいりました。本院あるいは衆議院における御議論におきましても、そうした点に十分思いをいたしながら、それぞれの皆さんの御意見というものをちょうだいしたと存じます。

要は、海外からの情報はいかにしてそれが分析され生きた情報として活用されるか、こうした点に十分意を用いていくべきであるという御忠告、私はそのように今の御意見を拝聴し、承らせていただきます。

○伊藤隆雄君 ありがとうございます。

次に、銀行の経営責任について伺いたいと思っております。

銀行は今日の金融不安を回避するためには十分な時間があつたはずだというふうには思っております。パブル崩壊後八年余りに及ぶ日銀の超低金利政策と言われるものが一体何のためだったのか。それは銀行の調達コストを政策的に低く保つことにより銀行に業務純益を稼がせ、それを原資として不良債権を償却させるためにほかならなかったのではないだろうか。つまり、銀行は預金者が本来得るべき利子と引きかえに不良債権償却の原資が与えられていたのではないかと。これは私も何回も申し上げましたし、多くの人も言っていました。

さらに、不良債権の償却に当たって、共同債権買取機構を通じて担保の債権額と買取機構による買取額の差額を決算上売却損として損金処理ができるという法人税負担が軽減される方策もとられてきました。すなわち、超低金利政策によって不良債権償却の原資が与えられ、税制上の優遇を受けてきたのであります。これは民間金融機関の過

剰な保護と言わざるを得ません。しかも、これだけ手厚い保護を受けたのでありますから、もう十分ではないかというふうにも考えております。

銀行の経営者がこの間に求められてきたことは、人件費を初めとする高コスト構造を徹底的に見直した上で、得意分野に重点的に資源を投下するとともに、さらには金融の先進技術を取り入れて資産の流動化、資産流動化の市場が日本には未成立でありますけれども、ということだったし、しかし銀行はこうした努力をほとんどしていなかったのではないかと今思っています。

今、ビッグバンが進みつつあるわけでございます。日本の金融機関が競争力を回復し、魅力ある商品を提供することができれば国民の千二百兆円という個人マネーはほとんど海外に流出してしまうという危険さでございます。その上、日本の金融市場は外資系金融機関にいわば席巻されてしまつていふふうに考えられます。今、政府に求められる施策というのは、一日も早く金融システムの安定化を図ることがまず第一であります。

その上に徹底したディスクロージャーを行った上で市場から退出すべき金融機関を金融市場への影響を最小限にとどめながら速やかに退出させることだ、政府は市場から退出すべき金融機関までも救うべきではないというふうに考えます。そうではないと、日本の金融システムはいままでたつても蘇生できないし、公的資金が幾ら投入されても決して足りることはないというふうに思います。私はそのように考えますけれども、総理のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今回、この金融システム改革に取り組むとき、私はフリー、フェア、グローバルという理念を申し上げ、そのもとに国際的に開かれた本場に自由な市場を構築する、そしてそれぞれの金融機関というものが厳格な自己責任と自己規律というものを持って行動することが求められるというのを申し上げたように思います。そして、そうした中で今御指摘をいただきますようなさまざまな課題が出てきており

ます。これは、金融システム改革というものを進めていきます中で、当然ながら商品あるいは業務形態あるいは組織形態、こうしたものを時代に合ったものに抜本的に変えていかなければならぬ。そして、その自由化、多様化の中で、さまざまな拡大された選択肢の中からそれぞれの金融機関が利用してくださる方々との関係で一番優位性のあるものをみずからの経営判断に基づいて選んでいく、そういうことが求められるのではないだろうかというのを申し上げてまいりました。

しかし、今日なお、むしろあるいは一時期以上に申し上げた方が正確かもしれませんが、金融機関の合理化努力が不可欠であるのにそれが十分である、あるいは金融機関の真摯な受けとめが感じられない、公的資金を投入する以上、より真摯な対応を求めなければならぬ、こうした御指摘をちょうだいいたしております。

私は、今回の公的資金投入という決断をいたしました。今、これを国民に御理解をいただくとするならば一層の努力が求められていることは間違いないことであり、これは議員の御指摘のとおりだと思っております。そして、政府としてはそれぞれの金融機関の状況に応じて一層の合理化努力を行うように強く促していく、同時に預金者や国民の御理解がいただけるようにするためにその実施状況というものを積極的に開示していく、そうした方向をあわせて促していかなければならぬものだと思っております。

同時に、金融システム改革を進めてまいります中で、当然のことながら利用される方々にとりましては多様な商品あるいは多様なサービスの選択が可能になるわけですが、その一方で各金融機関にとりましては規制に安住した経営は許されなくなり、そうしたところでどうやら自分たちの特徴を生かした商品構成によって顧客に対してサービスを提供するの、こうした意味から情報開示の努力というものは当然ながら求められ、必要性は一層高くなります。今日、ディスクロージャーという点につきまし

ては、政府自身もさまざまな努力をいたしております。特に個別金融機関のディスクロージャーにつきまして、内外の信頼を回復するためにも、市場の信頼を回復するためにも国際的なレベルにおける経営情報の開示というものが求められている、そうした点での透明性を確保することがいかに重要かということから、とりわけ不良債権につきまして十年三月期からアメリカのSEC基準並みにディスクロージャーを拡充するように金融機関に対して鋭意促している最中であり、

私は、こうした方向で金融機関は努力されると思います。また逆にそうした情報開示されないところが出てまいりましたら、それがなぜかということも必ず問いかねられるわけであります。そういう努力というものはなされていくことになると思っております。

そうした中で、結果として退出を願うべきものまで舞台の上に残すことのないようにという御注意は私は非常に真剣に聞かせていただきました。既に事務的にも御答弁を申し上げております。とり、基本的に経営の悪化した金融機関を対象とするのではなく、また法律に基づいて設置をされます公正中立な審査委員会、当然のことながら法律にのっとり、また国会での御議論を踏まえて作成する審査基準に基づいて全会一致による議決を行い、しかも議事録等を公表する、こうしたことを定めておりますのも議員御指摘のようなものにお答えをしていきたい、そのような思いであることをぜひ御理解賜りたいと思っております。

○伊藤肇君 ありがとうございます。

○牛嶋正君 公明の牛嶋でございます。よろしくお願いたします。

私は、今の御議論を聞いておまして、行政側がいかに適切な安定化策を提示いたしまして、金融システムの安定化を着実に進めていくためには、結局は個々の金融機関が徹底した情報開示を行い、リストラを進め、そして融資対応力の強化

に努めていくことが基本ではないか、こんなふうに思っております。

そして、金融行政のとりべき姿勢でございますが、これは安定化のための対策を通して個々の金融機関がその自助努力を行っていくに当たりまして、それが何らかの形で実を結んでいく、そういうような状況といえます。環境をつくっていく、これが行政に課せられた大きな役割ではないかなというふうに思っております。

こういうことで、これまでの金融行政を振り返って見ますと、護送船団方式の名で呼ばれておりますように、少し金融機関の方に手を差し伸べてきたのではないかと、こんなふうに思っております。そして、このことによりましてもし個々の金融機関の自助努力の姿勢が少しでも抑えられ、ということになりますと、私は護送船団方式と呼ばれてきたこの金融行政の責任は免れることはできないのではないかと、こんなふうに思っております。この点について総理のお考えをまずお聞かせ願いたいと思っております。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、その手を差し伸べ過ぎという御批判が過去について当たる部分のあることを否定はいたしません。いわゆる免許制のもとにおいて事前管理という仕組みをとり、結果として護送船団方式と言われるような仕組みをとってまいりました従来の金融行政、これにつきましては手を差し伸べ過ぎと言われるような部分があったことは事実であります。そして、それがいかなる問題を生んだかもまた私から申し上げるまでもないことではあります。

そして、今、金融に対して国が求められるもの、それは先ほども御指摘のありました情報開示を求める努力とともに事後におけるチェック、しかもそれはあら探しをするのではなく、金融機関としての健全性といったものを中心とした事後のチェックというものが求められ、そしてそれによる措置が求められるわけでありまして、従来のように事前管理型の行政から変わらうとしておりますし、また変えなければなりません。

そうした中におきまして、公的に関与すべきこと、すべからざることを、当然ながらその線引きというものは行われてまいります、事後チェック型になりました場合には行政に対する金融機関の姿勢もおのずから変化するでありまして、その中で自己改革の努力といえますか、リストラの努力といえますか、合理化の努力といえますか、どういふ言葉を遣うでもよろしゅうございませうけれども、預金者の視点にたえらるる、市場の信託にたえらるる、こうした仕組みを金融機関としても当然のことながら個別に模索し求めていくことにならう、そのように思います。

○牛嶋正君 私はいさし残念に思っておりますが、この間も当委員会におきまして大蔵省の方にお尋ねしましたところ、護送船団方式からは完全に脱却しているんだというふうなお答えをいただいたわけですが、今行われております金融行政を見てみますと、まだやっぱりとどこで金融機関が対しまして前向きな姿勢を抑えるようなところが目に見えらるるわけでございます。

ちょっと長くなりますけれども、一、三その例を挙げさせていただきますと思ひますが、その一つは早期是正措置の問題でございます。この早期是正措置は、自己資本の充実の状況に係る区分を自己資本比率一本で決めております。その区分に定めて定められた命令が下されることになっておりまして、この命令の項目がいわゆる早期是正措置ということにならうかと思ひます。

例えば第二区分に該当する金融機関に対しましてどういふ命令が下っているかと申しますと、「配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制」、そしてまた「総資産の圧縮又は増加の抑制」、そして「一部の営業所における業務の縮小」、こういったものが挙げられております。まだほかにもありますけれども、私はむしろ今申しました命令項目というのは個々の金融機関が自主的にリストアップを進めるべき項目ではないか、こんなふう

思っております。

したがって、早期是正措置を進めるに当たりましては、個々の金融機関の自主努力を促すように持つていかねばならないということになります。この命令項目をむしろ区分する場合の基準の中に含めるべきではないかと。ですから、仮に自己資本比率でもって第二区分に区分されたといひましたとしても、これらの項目についてリストラの成果が上がつていなければそれを考慮して改めて命令は出さないと、こういうふうなことにすれば私は個々の金融機関の自助努力というのとはかなり行政側からサポートするような形になるのではないかと。もう一つ例を挙げさせていただきますと思ひます。それは、今の貸し渋りの対応策の中にどちらかといひますと金融機関の自助努力を抑えるような項目が見られます。

その中の一つに政府系の金融機関に新たな融資制度を設けるということがございまして、平成九年度十二兆円、それから十年度を合わせますと総額二十三兆円の資金量が準備されているわけですが、それはそれで当面の対策としていいわけですが、けれども、個々の金融機関が先ほど申しました融資対応力に身につけていくためには、融資に当たりまして審査能力あるいは調査能力というのを早く身につけなければならぬと。ところが、こういうふうな政府がほとんど融資をいたしますと、本来ならばそこで勉強しなければならぬ事例がほとんど銀行の方から逃げていってしまうわけですね。私は、こういうことをやっておりますと、中長期で見れば場合にいつまでも銀行の力というのわけがないのではないかなというふうな思ひます。

こういう場面がいろいろ金融行政のところで見られるわけでございます。このことが私は安定化策が必ずしも十分な成果を上げていない、また海外から見ても我が国の金融行政の不透明さみたいなものを感じるのはそういうところにあるのではないかな、こんなふうに思っておりますが、この点について総理、御感想がございましたらお聞かせください。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今、第一点の方のお尋ねにつきましては十分な知識がありませんでしたので銀行局長に確かめましたところ、省令の世界のこのようであります。そして、これは銀行局長が自分で答弁をしたがっておりますのでお許しをいただければ結構でございます。説明をさせていただきますと思ひますが、客観的に今のお話を拝聴しております。果たしてそれが全部命令という形に適切なのか、ある意味ではそれぞれの金融機関によってとりやすい策、とりにくい策、あるいは地域の環境によつてその基準、省令によつて定められた以上に進めなければならぬもの、省令にありましてはそこはスローダウンするかわりにほかの施策でそれを補つもの、そういうものはあつていいように思ひます。

ただ、それは実は議員がおっしゃいましたような基準に移しかれたとしても同じ問題は残るのかな、言いかえれば選択肢の重点の置き方をそれぞれの個別行が応用的に対応することが可能にするに省令の世界がいろいろの基準の世界がいろいろの違ひではないか、そのような感じを持ちました。これは私の率直な感想であります。

また、第二点目の御指摘は私は大変大事な御指摘だと思ひます。しかし、私は、政府系金融機関がなおもっと努力をしてほしいという国民の声を受けておりますことを考えますと、現時点における状況の中においては政府系金融機関が本来の役割を果たすことに全力を挙げてもらいたい、その上で、それがいたずらに長期化するのではなく、健全な民間金融機関に着実に渡されていくような努力を我々も考へていかなければならない、この点の御指摘はそういう思ひです。

○政府委員(山口公生君) 大切な時間でございますので手短かに申し上げます。今の早期是正措置は省令で決めておりますが、これは行政の透明性という側面を重視したからでございます。

それから、第一区分につきましては、これは自助努力というところで計画を出してやりなさいというふうにしてございませう。

それから、第二区分、第三区分にありましても、制度導入時に合理的な計画を出してくれば、特別にこういう措置をやらぬでその上の区分で措置をとれるという弾力的な措置もしております。

事実関係だけ御説明させていただきました。

○牛嶋正君 実はこれだけではきょうは首相に聞いて帰りたいという質問を用意してまいりました。先ほどの大蔵大臣に対する質疑の中でも述べさせていたんだんですけど、このところ金融市場は小康状態を保っているのではないかと、こういうふうな思ひをしておりますけれども、経済の実態の方は、二月の月例経済報告にもありましたが、下に下りたものの気配は見られますけれども依然として厳しい状況にあるというふうに見ざるを得ないわけがあります。しかも、三月の決算期を控えていることを考えますと、まだまだ判断を許さないというふうな思ひます。しかも、今私が申しました金融市場の小康状態でありましても、今私たちが審議しておりますこの金融二法案の成立を一応織り込み済みではないかなというふうな気がいたします。そういう意味では非常に大きなアナウンスメント効果があつたんだというふうな私は思ひます。

そうだといたしますと、これは成立いたしましたし、でも直ちに景気が好転するということとはちょっと期待できないわけがあります。とりあえず今までの経済の後退局面が下りたようになって、もう一つやっぱり手を打たなければ今度は前に進まないのではないかと、そういう非常に大切な、しかも微妙な時期ではないかなというふうな私は思ひます。ぜひもう一つの新しい手を極めて効果的に打っていただきたいと思ひますけれども、この点についての総理のお考えをお尋ねいたします。○国務大臣(橋本龍太郎君) お答えに窮することをお承知の上でお聞きになるんだから厳しいと思

いますが、議員が御指摘になりましたように、この安定化策そのもの、これは私は市場は織り込んでおると当然のことながら思っています。それだけに、この法律案が通りましたからといってそれが直ちにプラスに変わるといふほど私は事態を樂觀いたしておりません。それは先般御審議をいたいただきました特別減税あるいは九年度補正予算、それそれが皆実は全体の中の仕組みとして既に公表されましたものはそれなりに私は市場に織り込まれていると思えます。それだけに、それが逆に市場の期待する期間内に届けられないかというマイナスの方が私は大きいと考えておりますし、その意味で衆参両院にも繰り返し早期の御審議をというお願いを申し上げてまいりました。

その意味では、あえて今私の立場でお答えいたしますならば、引き続き御審議を願うことになりまして十年度予算も意見はさまざまありますが、既に市場に織り込まれているもの、これが予定の期間の中で市場に届けられるかどうかということではこれからの経済運営の中で非常に大きい。ぜひ平成十年度予算が年度内に市場に届きますように院の御協力を心からお願ひ申し上げます。

○牛嶋正君 終わります。

○志苦裕君 総理、御苦労さまです。法案の審査も最終局面にきましたので、私はこの際いささか諸説も述べて総理のお考えをただしたいと思ひます。

この委員会では、大蔵当局の見解をただしながら、きのうはまた専門家の意見も徴しながら精力的に審議を重ねてきたところで、率直に言って我が国の金融事情が今日の状況になったのは行政に責任なしという論調が多かったようであります。また、住専処理の後遺症とでもいいますか、公的資金の投入にはアレルギーが強く見受けられました。それらの諸説を私なりに要約するところいうこととです。

第一は、バブルのツケとも言うべき不良債権の始末がもたらした十分でなかったということ。

第二は、まだ病み上がりで体力が回復してもおらない病人にビッグバンだ、早期是正措置だという重労働を強いたこと。言いかえると、グローバルスタンダードという体裁にこだわって導入のタイミングがよくなかったというところでしよう。そして第三に、頑固なまでに財政再建路線にこだわって対応が滞り失したということとです。

おおよそこんなところが責任論ですが、その一方でまあまあそれでもよくぞここまで踏み切ったという評価がないわけでもないの、けなすばかりが能くありませんから、一応申し上げておきましょう。

総理は、行政の最高責任者としてこれらの諸説についてどのような御所見をお持ちでしょうか、伺いましょうか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 本委員会における御審議の中から出てまいりましたさまざまな御意見を要約してお知らせをいただきましたこと、お礼を申し上げます。

そして、その上で私は、我が国の金融の状況というものを考えましたとき、バブルの発生から崩壊に至る、そしてその後の今日までのプロセスの中に於いて金融機関が多額の不良債権を抱えることになった、そうした中において政府といふものは行政が全く責任がなかったと言ひ張るつもりはありせん。そのときそのとき最善の策をと考えておりまして、過去に経験をしたことのない事態でありましただけに、後から振り返れば反省すべきことがあった、そういう御指摘は謙虚に受けるべきだと思ひます。

その上で、なお私もこれがこれに對して全力を尽くしながら努力をし、解決のために今も取り組んでいるわけでありまして、ビッグバンのタイミングというところになります、私はいささか本院で専門家の方々がお述べになりましたことの中に違和感を覚える部分がございます。

それは、EUにおける共通通貨のスタートというものを考えましたとき、世界に今ドルだけが一つの基軸通貨として存在をしている時代から複数

の基軸通貨が生まれる可能性があるときに、果たして従来のままの日本の金融システムのまま時間を経過することが本当によかつたかどうか、やはり金融システム改革というものはどの時点かで取り組むべき課題があつたと考えておりますし、それはやはりヨーロッパの共通通貨の出現というものをにらみながら私すべき努力ではなかつたであろうか、私はそのように考えております。この点についてはさまざまな御意見もありましようが、最高責任者としての政策判断をいたします場面で複数の基軸通貨というものが頭をかすめなかつたわけではございません。

また、頑固なままだと言われましかれども、余り私は頑固なつもりはないですけれども、財政構造改革というものが必要だということ私ははたまたも認めがたいだかと思ふんです。その上で臨機対応というものを経済・金融あるいは国際状況の変化の中であつていく、そういう点について一層努力をしろうという御指摘と承つて私はお答えにしたいと思ひます。

○志苦裕君 政府は予定どおりビッグバンを進めになるようですが、とするとこれと矛盾する一切の施策はそれまでに解消するか撤廃してなきやありません。しかし、それはなかなか容易なことじゃないし、混乱も予想されます。果たして二〇〇一年三月までにそれらの作業が可能か、スムーズに四月に移れるのか移行のシナリオが提示されなければ混乱すると思ひますが、場合によってはビッグバンの棚上げとか、あるいは早期是正措置の先送りとかという意見もないわけではありせんが、いかがですか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 私は、第一点の金融システム改革をスケジュールどおり進められるかという御指摘に對しましては、進めていかないとこれは日本が本当に大変だと、そして今国会におきましても関係の法案を御審議いただくべく現在鋭意検討を進めているところですというお答えを申し上げたいと思ひます。

ります。状況は変わりました。そして、その上で新たな仕組みについてルールが決まらないまま従来の形を引っ張つていて果たして日本がうまくいくか、私は金融システムの上では非常に大きな問題を残すことになると考えております。それだけに、やはり着実にスケジュールによって進めていく、その必要性があると思つておりますし、今国会におきましても関係の法律案の御審議というものはぜひお願いを申し上げます、御協力を賜りたいと思つております。

○志苦裕君 先ほどアクションが遅過ぎたといつて財政改革路線にこだわりましたことに対する批判があつたことを紹介しましたが、私は若干違つた見解がございます。それは、財政改革が景気対策か否かという問題ではない、面立させられる課題でもあるからです。したがつて、財政再建は後回しでもいいという意見にはくみしません。まず景気対策をやれという意見にもくみしません。なぜなら、この国にはかつて戦費調達のためにと言へば何とありの時代がありました。その教訓をもとに戦後を築いてきた我々にとっては、今日を景気対策のためにと言つて何とでもありの時代にするわけにはいかない。財政を使つても景気がよくなればよいというじゃないか、おつりが来るだろうという右肩上がりの予定調和路線を主張する意見もないわけではありせんが、そういう経済環境でもないというふうにも思ひます。さりとて、国家財政の役割を期待し、積極財政運営を望む声が大いのも事実です。

これらを踏まえて、総理は財政運営に關して穩健派ですか、健全派ですか。総理の財政哲学というか、基本的なスタンスをちょっと聞いておきたいです。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 穩健か、自分をそういうふうに分類したことが余りございませんでしたので大変難しいお問いかけですけれども、私は財政構造改革と景気に対する臨機応変の措置が二律背反のものだとは考えておりません。タイムスパンの違つものとして、当然ながら私はそのとき

そのとき必要な対応というものは許されることだと思ひますし、同時に財政構造改革に努力していくことも必要なことだと考えております。

○志吉裕君 先ほども申し上げましたが、もともと財政改革と景気対策は矛盾せず、両立できるはずのもの。それなのになぜかたくなに財政再建の一本道を進んできたことは否めない。それが三塚財政だったと総称することができれば、松永財政への切りかえは積極財政への転換を意味しますか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、今のような決めたつて方々を恐らく松永大臣も余り楽しいと思われぬと思ひますが、三塚前大臣にいたしても、松永現大臣にいたしましても適時適切な対応をしていくものと信じております。

○志吉裕君 総理は本会議などの御答弁では、経済の実態や金融システムの状況に応じて臨機応変の対策をとると率直に言ひまして当たりさわりのないお話をされておるんですが、歳入歳出にわたって厳しく削減を規定した財政法の見直しを示唆しているものと受けとめてよろしいんですか、一部の報道では見直しの記事もあるようですが。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 報道には見直しと書かれたところもありまして、財政法に固執と書かれたところもありまして、同じ答弁が全く正反対に報ぜられておりましたことも事実であります。

私は、まさに経済・金融の情勢の変化に対応して財政上、税制上の措置を講じるということとは当然のことだと考えておりますし、これからもうそうした意味で必要な施策につきましても国会に御同意をお願いしなければならぬ場合は当然あろうと存じます。しかし、それは財政構造改革法を云々という話と直接連動することではない、そのように思っております。

○志吉裕君 私は基本的には、先ほど申し上げましたが、国債が紙くすになる道は御免であります。さりとて、政府が市場に与することを厳しく排除する小さな政府論に頼っているわけではない。福祉を除外して財政の機能を国防や治安など

の基本的公共財に限定しようとする前時代的な夜警国家論にくみするわけでもない。

総理の財政哲学とでもいうか、財政運営の基本路線をこの機会に伺えますか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 財政といひますより、議員のお尋ねはむしろ私自身の政策運営全般に関連する御質問のようにも思ひます。

日本は現行憲法のもとにおきまして当然ながらみずからの安全保障を行うその努力を認められておりますけれども、同時に他民族に向けて撃つ武器を持つことを許されている国ではありません。同時に、国民の暮らしというものをできる限り豊かなものにしていく、それは心の面でも物の面でも両方言えると思ひますけれども、そういう役割を国は負つていかなければなりません。

そして、今、医療保険制度あるいは年金制度等、非常に厳しい運営を強いられておりますが、これが将来ともに国民の暮らしのセーフティーネットワークとして機能するための仕組みというものは、後世代の負担との公平というものも考えながら我々は真剣にその道を見出さなければならぬと思つております。

そうした中であえて、これは議員におしかりを受けるかもしれませんけれども、例えばしばらく前には公共投資というものが大蔵省のかたきにされていろいろおしかりを受けた時期がございますけれども、そのときに私はまだ必ずしも公共投資は我が国の場合に十分な水準まで来ていないということをおし上げました。同時に、景気対策として公共事業・公共事業という声に対しまして、そういったことだけが本当にこの国の将来を考える上でのいいのだらうかということをおし上げてまいりました。その意味では、我々はバランスのとれた国をつくつていかなきゃならない、私はそう思つております。

○志吉裕君 最後になりますが、相次ぐ官僚の不祥事に関して私は大蔵大臣に若干の提起をいたしております。それを紹介して、総理からも真剣に検討してもらいたい。

それは言うまでもありませんが、一連の不祥事の背景には長年にわたつて培われた官僚社会の習慣、因習、伝統のようなものがありますが、それは突き詰めて言うと官僚社会の価値観、それはまた男社会特有の論理であり倫理でもあるんですね。だから、女性の価値観で洗ひ直すことがこの際大事で有効だということを申し上げました。女性性は御存じのように威張りません。地道な生活感があり行動規範があります。潔癖性が旺盛であります。およそそれとかがまいたくないというものが入り込む余地はない。報道されているような品のない風俗店での接待など全く無縁であります。

そこで、女性を官庁のポストにできるだけ多く登用して、職員の採用に当たつても女性のクォータ制を設けるなど、そういうことをしてはいかかなものだろうと。大蔵省に先鞭をつけてやってくれと主張しておるんですが、政府全体のテーマにのまして総理からも取り組んでほしいと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 政府全体としてお答えを申し上げます。従来から国家公務員法に定める平等の取り扱いの原則、同時に成績主義の原則、この二つを踏まえながら社会の各分野における男女共同参画社会の実現という方向に向けてできる限り適切な人事管理等に努めてきたと思ひます。

その上で、議員から今御指摘をいただきましたけれども、平成八年の十二月に男女共同参画二〇〇〇年プランというものを政府としては策定いたしました。そうした中におきまして女性公務員の採用、登用等の促進に努めてまいりたい、それだけのまた皆さんにもぜひ門戸をたたいていただきたい、そのように思ひます。

○志吉裕君 終わります。ありがとうございました。

○笠井亮君 総理に伺ひたいと思ひます。金融システム安定化のためのということで政府が提案をしている三十兆の支援策の財源の問題で

ございます。十兆円という総額の交付国債の問題では、これはいわゆる内国債に含まれて、国の長期債務残高、広い意味での国債残高には加えるということではありません。

そこで、国、地方の財政赤字をGNP比三％以内にとつて目標の一つに掲げている財政法がある一方で、この二法案はそういう意味では長期債務残高を十兆円ふやすということになるわけでございます。結局、こういう仕組みをつくる、そのことは財政構造改革法で決定された国債削減計画、その一角を崩すことになって、これは財政構造改革法と矛盾するのではないかと思ひますけれども、その点についての総理の認識はいかがでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 財政構造改革と経済・金融情勢を踏まえた景気対策、これは二者択一の問題ではなく、二〇〇三年度までの中期の目標と当面の対応というタイムスパンの異なるものだと考えております。これは繰り返して御答弁を申し上げてまいりました。そして、財政構造改革は、我が国の少子・高齢社会というものに対応して活力ある経済を実現するためのものでありまして、その必要性は何ら変わるものではないということも繰り返し申し上げております。

同時に、その時々々の経済・金融情勢に対応して臨機応変の対策、措置をとっていくというのも当然のことでありまして、金融システム安定化のための、議員は十兆円の国債に限定してお尋ねでありましたけれども、政府保証も含めまして三十兆円の公的資金の活用など、幅の広い措置というものはこうした考え方の中でしっかりと対応を行おうとするものでございます。

そして、預金保険機構に交付されます国債、これにつきましては現金化の時点で政府の支出として計上されますからその分財政赤字が拡大することになりますけれども、その償還財源については財政構造改革を進める中でその時々々の歳入歳出全般の状況を踏まえながらその確保を図つてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、金融システム安定化の実を上げながら、同時に極力新たな国民負担が小さくなるよう努力をして財政健全化の当面の目標を達成するよう努力をしていきたいと考えております。

○笠井亮君 タイムスパンの問題、臨機応変ということですが、財政構造改革法では六年間ということ、相当厳しいことを毎年やらなきゃいけないということ、相当厳密な議論を政府の側もされてきた。そういう中で、全部でないにしろ十兆円、今、総理は三十兆円と言われましたが、使っていく、そして現金化のときには支出になるということであり、実際それが七兆円になるのか十兆円になるのか三十兆円になるのか、そういう問題として現実にあるということが目前にあると思うんです。

その財源としては国債整理基金、それからNTTの売却益優先というような問題もありますが、しかし、当面予定されている財源にしても、それはこれまでに累積している巨額の国債の償還財源に既に充てられている問題でありまして、そういうものを交付国債の現金化の財源にするようになります。まさにそれは先食いということになります。その点でも国債削減計画、今予定されている問題でも取り崩すことになりませんか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 国債の方に限定してお尋ねでありましたようで、政府保証まで言葉を広げましたのは失礼をいたしました。

その上で、その国債が、御承知のように、七兆円は預金者保護のために、三兆円は金融機関の自己資本充足等に使われる予定になっていることももう既に御承知の上の御質問であります。

確かに、国債整理基金特別会計に所属するNTT株式の売却収入金、これを今般の国債の債務償還に優先的に充てることによりまして一般の国債の償還に充て得る財源が減少するという点はこれは御指摘のとおりです。ただ、同時にこのNTTの株式の売却収入、これは通常のルールで一般会計などから繰り入れられる国債の償還財源に上乗

せをされ償還財源を強化するものであることも御考慮をいただく必要があると思います。

こうした事情にかんがみ、また今般の国債が緊急例外のものであることを踏まえたならば、この国債の償還財源として直ちに国民負担を求めるのではなくて、NTT株式売却収入を償還財源とするところで国民負担を当面できるだけ抑制しようとする、それには意味のあることだと思えます。

○笠井亮君 国債整理基金等で当面やりくりができるということであつたとしても、それで足りない場合はどうするかということ、仕組みをつくるわけですから、当然考えなきゃいけないと思うんです。その場合に補正等で赤字国債を発行するということもあり得るのか、そういうことは想定されるのか、総理、いかがでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今ちょっと一部を触れましたけれども、今般の十兆円の国債の償還のための財源、これは国債整理基金特別会計に所属しておりますNTT株式の今後の売り払い収入を優先して充てることにするほか、国債整理基金特別会計があらゆる国債の償還のために保有しております準備資金もこの国債の償還に充てることのできる財源だと考えております。

また、それらの財源によっても足りない場合には一般会計から償還財源として国債費の繰り入れを行うことになるわけであり、その財源としてはその時々状況が踏まえながら歳入歳出全般にわたる努力を行い、その中で適切な確保を図ろうとすることになるわけでありまして、必ずしも特例国債の発行に直結するとは考えておりません。

いずれにいたしましても、償還に当たりまして金融システム安定化の実を上げながら、同時に国民の新たな負担ができる限り少なく済むように適切な運用に努めてまいりたいということも繰り返し申し上げておるところであります。

○笠井亮君 社会保障費を見ますと、財政構造改革法の初年度となつた九八年度予算案では当然増

八千億円のうち五千億円以上も削減されたものが今出されているわけであり、財政構造改革法と矛盾しないように歳入歳出全般の努力をして適切な確保ということになります。今財政構造改革法がやってキャップ制があるというもので、社会保障、医療など国民生活部門について一層のカットということをやります中ではせざるを得ないということにはなりません。そうはならないというふうに、総理、断言できますでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 社会保障、また社会保障制度というものは、これが国民生活にとつてのセーフティネットであるということは他の議員にも私はお答えを申し上げました。そして、そうした仕組みが本来将来ともにきちん国民の生活の中に位置づけられてまいりますためには、この少子・高齢社会というものの現実とあわせ、将来世代の負担というものもよく考えの中に入れなければならない維持運営は困難になると思います。そういう意味で社会保障の構造改革というものも真剣に議論をされております。そうした中で、当然ながら将来の国民の暮らしのセーフティネットとしての役割をなくすことがあってはならない。そのためには年金の仕組みはどうあればいいか、医療保険制度はどうあればいいか、国会においてもさまざまな角度から御議論をいただいております。

○笠井亮君 今十兆円の国債の問題を伺いました。そして、二十兆円の政府保証の問題もあ

ると、こういう仕組みをつくるわけでありまして、今お話を伺っていても、その負担が国民にしない。やっぱり結局はそのところに来るのではないかと、そういうことを強く感じましたので、そういうことがあってはならないということをお願い申し上げます。

○墨野朋市君 総理にお伺いをいたします。先般の予算委員会が私が総理が大蔵大臣を兼任しておつた一月三十日の財政・金融委員会においてのルービン財務長官とバーシェフスキー通商代表部代表の言を引例して御質問を申し上げました。二月三日の予算委員会でもあります。総理は、そのことは記憶にない、周辺の者にも聞いてもそれに触れていない、こういう御答弁がございました。

私は、そのときの速記録を調べてください、こう申し上げましたが、速記録を調べていただけましたでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) あの折は失念をしておりました。大変失礼をいたしました。おわびを申し上げます。また、この財政・金融委員会に同行しておりました秘書官と当日の秘書官が異なりましたために、その点を確認いたしましたときに私は委員に礼を失したと思っております。

速記録を調べてみますと、確かに委員からそういう御指摘がございました。そして、私自身が特定国の特定人の発言に対し発言をし返して、打ち返し合戦になることは決していいことだと思わないので論議は差し控えたいという御答弁を申し上げておりました。私自身が特定の名前を挙げることをいたしませんでしたために、とっさに記憶がよみがえりませんでしたことはおわびを申し上げます。

○墨野朋市君 確かに、総理は大勢の方に質問され、お会いになり、だから難しいと思うんです。ね、すべてを覚えていてということ。それで私はわざわざそのときに総理もよく御存じのという形容詞をつけて御質問申し上げたわけです。問題はそこではございませんで、そんなやりとりをしておりましたために、そのときの主題である質問についての御答弁がまだないんです。

そこで、私はきょう改めてその一部を申し上げます。それは、自民党の首脳が景気対策その他を個々に発表されておる、それに対して我が党の野田幹事長が当日、一種の声明を発表いたしましたし

た。時間がございませんのでさらに略してその一部だけ申し上げますので、どうか総理の御見解を承りたいと思います。

「今国会に提出されている九八年度本予算案は、財政構造改革法に基づいて編成されている。しかるにその審議の始まる前から政府・与党がその補正を云々することは、九八年度本予算案が欠陥予算案であることを自ら公言するものであり」「九八年度本予算案は、撤回の上、出し直すべきである。」「こういう声明を発表しております。これは一部でございませうけれども、総理の御見解を承りたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 申すまでもなく、政府・与党は一体で仕事をし、国政の中でそれぞれ政党としての役割、政府は政府としての役割、おのずからその節度はありますけれども、その役割を果たしてあります。そして、平成十年度予算案につきましても、政府・与党一体でこれに努力し、税制改正等も含めまして予算の編成をいたしました。そして、私どもは平成十年度予算が間もなく両院において御審議がいただけるであろうことを願っておりますし、これが年度内に成立し国民の手に届けられることを願っておりますし、今、政府として全力を尽くしました予算を撤回の上、編成替えをするといった考え方は持っておりません。

○星野朋市君 私、今度の金融二法案について、一貫して大蔵省が発表した銀行の自己査定集計額について、この内容についてずっと質問を続けてまいりました。ある日は実例を挙げて、この数字の中にいかに隠された部分があるかというようにことも指摘してまいりました。

昨日、参考人の陳述の中に、おや、まだこんな認識しか持っていないのかと思われるような発言もございました。総理は高らかにビッグバンを掲げられておりますけれども、当事者がこんなことで日本のビッグバンは成功するのかなと思われ節々がございませう。どういふことかという、今度の集計額はもう去年から大蔵省が各銀行に集

計をさせたんですね。それにもかかわらず、今度の分類はことしから始まるんだというような陳述がございました。

私がしばしば言っているように、既に外国からの支店の撤退は続々と行われております。

総理、果たして日本のビッグバンにおいて相当な犠牲を出さないと済ませられるのかどうか。ビッグバンというのは、先ほどもどうしてもやらないとかならない問題であるということも申されましたが、それを覚悟しての御発言でございませうか、最後にお伺いをいたします。

○国務大臣(橋本龍太郎君) あえてのお尋ねでありますから私もできる限り率直に申し上げたいと存じます。

数年前、ある日系金融機関の現地法人がアメリカから国外追放と言ってもいいような処分を受けた事態がございました。そのときにも、我が国の金融機関というものに対して非常に厳しい世界の目が浴びせられました。それ以外にもそうした事例を挙げることは幾つかのケースでできるわけでありませうが、こうした中で、先ほども触れましたけれども、基軸通貨たり得る通貨が新たに今誕生しようとしたしております。

その中で、現在の金融システムをそのままに存続し、現在の金融機関すべてを倒れないように、親鳥が本営にひなを抱えるような感じで、いわゆる護送船団行政と言われるような形でもってまいりました金融システム、果たしてこのままそれでは存続できるんだらうか、円はの場合にキーカレンシーの一角を占めることができるんだらうか。金融システム改革というものを自分の口にするまでも、議員は高らかに言っておっしゃいましたけれども、私は高らかに言ったつもりはありませう、本営におおす申し込んでくれども、踏み切るまでは相当迷いもございました。そして、金融システム改革というものを打ち出す打ち出さないにかかわらず、国際的な金融の市場の拡大、新商品の開発競争、そうした中における資産運用の場としての金融システム、これは今のままでは

いけないと私は本営にそう思いました。その上で、できる限りけがは少なく済ませたいとは思っております。できるならけが人は一人もないことが一番、言いかえれば国際スタンダードに立っての我が国のすべての金融機関が全く問題なく戦い抜けることがベストであります。

しかし、事態はそれほど甘いものではございませう。それだけに、金融システム安定化策というものを講じておきたい。万一の場合において、預金者が不安に駆られるようなことがないように、預金者が不安に駆られるようなことがないように、退場すべきものは退場していくでしょう、しかしあと一息の自己資本の充足があれば国際競争の中で勝ち抜けるというケースだってあり得るわけですから。そういうことを考えましたときに、私はこの御審議をいたしております金融システム安定化策というものは本営に必要だと信じて御審議を願っております。そして、国際競争にさらされます中でも、傷は少しでも少ないことを心から願います。

○星野朋市君 終わります。

○山崎力君 改革クラブの山崎でございます。最後の質問になります。お疲れのところとは存じますが、おつき合い願いたいと思います。最後でございませうので大づかみにこの問題をとらえて質問させていただきます。

今の一連の質問の中でも、牛嶋先生あるいは志苦先生の言葉もございました。先ほどの大蔵省当局からの御回答の中にもありましたけれども、今回の二法案、緊急時限の、臨機応変の措置であるということとは繰り返して総理も申されてきたところでありませう。とすれば、このような措置をとらざるを得なかったということ自体がやはり大きく見れば金融政策、財政政策の失敗、失態が原因でこうなったのではないかとというふうに私は感じてい

るわけですね。

そういったときに、どのような責任を感じるか、あるいは責任をとるかということが、国民の信頼を取り戻す一つの策ではないかと私は思うん

ですが、総理の御見解はいかがでございませうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、必要だと思ふ政策をその必要だと思ふタイミングにつくり上げること、そしてまたその政策を実行するために必要な法律案を起草し国会に御審議を願うこと、これは行政としての当然の役割だと考えております。そして、先刻の他の議員の御議論の中にも国際的な影響というもので含めての御議論がありましたように、国内の状況だけで我々が自国の経済を考えていることのできる状況ではございませう。

そうした中におきまして、私は、行政の責任は、その時点時点における最善の方策を考え、そしてそれを実行し、新たな法律が必要でありますならばそれを起草し国会に御審議をお願いし、その成立を待つてその対応をしていくことだと考えております。

○山崎力君 その点が一番の問題だろうと思ふんです。

まさにおっしゃるとおりなんですけれども、それではなぜその時点で必要な政策が出てきたのか、当初の方針どおり、考えどおりいけばそういう政策をとらなくてもいいのではないかと。あるいは、今これをやらなければ将来もっと悪くなりませうという提案に対して、それをその時点でする必要はないんだと言って先延ばしして、それである時点でやっぱり必要になったからやりますよというふうなことで今度の総理の答弁からすると許されるということになると私は思うわけですね。

ですから、この際私は、やはり国民の率直な感想としては、今までの財政あるいは金融の運営に落ち度があったということをやまず最高責任者として認めていただいて、つけ加えるならば、幸か不幸か、そのことによって総理の不信任が通るような国会の状況でもございませうし、まずそれを認めていただいた上で明確な方針、すなわち、各委員からも出ておりますけれども、並大抵のことでは乗り切れないというビッグバンに対して、これ

からの政府の方針はかくやる、今までのことを踏まえて、反省を踏まえてかくやるというふうなけじめをつけた形で再度出される方がよっぽど国民の支持を得られるのではないかと思ふんです、いかがでしょうか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 先ほども他の委員に對してお答えをいたしましたこと一部重複することをお許しただきたいと思いますが、バブルの発生から崩壊に至るプロセス、そしてその崩壊から今日に至るプロセスの中で行政が常に正しかったかと言へば、正しかったと言ふ自信はありませんと私は率直に先ほども申し上げました。そして、その時点その時点において政策担当者、政策責任者は最善と思ふ施策を当然ながら努力してきたわけでありますが、結果としてその努力が裏らなかった部分があることも私は隠しておりません。同時に、バブルの発生から崩壊に至るプロセスというものが私どもの過去の経験に全くなかった状況でありましたから、その時点において十分考えたと思つたことでもそれが結果として十分でなかったという御批判を受ける部分はあると思います。私は率直に先ほども申し上げましたし、改めてお尋ねでありますからそのように同じお答えをさせていただきます。

そして、その上で、その状態を受けて、この事態を乗り切っていくために全力を尽くして、また院の御協力も賜りたいとお願いを申し上げている次第であります。

○山崎力君 その御意見といひますか姿勢というものに關して、それなりの評価というものは当然出てくるわけだと私は思ひます。

しかしながら、先ほどの議論の中でもございまして、国民の意向というものは、国民の考え方、取りつけ騒ぎが起きるか起きないか、これは非常に心理的な問題がございまして、

今度の財政あるいは金融二法の問題でいけば、国民が大蔵省の、あるいは政府の金融政策、財政政策に対して信頼感を持つか持たないかというところが一番大きなポイントになるのではないかと

思ふわけでございます。

その点に關して、個々のケースを言いたくはないんですけれども、大蔵省の今の現状の問題、あるいは倒産した北拓が予想以上の債務があつて、それはもう北海道銀行との合併問題でそれがぶれたという原因になつてたという問題、山一の問題でいへば海外債務があつたという問題、そういったことの二つ一つの積み重ねが私は国民の今の現状に対する問題意識といひますか、信用の失墜に至つてゐるのではないかと。

それが、申しわけない言い方で、これも戦後の総理としては初めてかもしれません、いわゆる株価によつて政権の安定度が違つてくるという初めての事態を総理自身、今味わつていらつしやと思ふわけです。このことと思ひ返すのは、名君と言われた吉宗八代將軍が米相場に一喜一憂してゐたという、そういうことも考えるわけです。

それはともかくとして、こういった事態に對して国民の一人一人が日本の財政、将来に對して安心を持てるという施策が先ほどの言葉で出てきてゐるのかといへば、私はそうは思へない。むしろ総理が率直に今までのことを、言葉じりでございませうけれども、正しかったとは思ひない、間違つてゐなかつたとは思ひない、そうは言ひ切れなかつたと言ふことよりも、むしろこの点の方が至らなかつた、間違つてゐたと認めた上でこれを改めると言つた方が国民の理解は得られるのではないかと、このように思ふわけですが、その点はいかがでございませうか。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 私個人の格好のいい悪いというふうなことであれば、あるいは議員の御指摘どおりにする方がよいのかもしれません。同時に、証券市場も私は気になります、為替市場も気になりますし、殊に最近ではアジアの他國の通貨水準も大変気になつております。証券市場あるいは為替市場を心配された総理は私以外にもたくさんおられると思ひますけれども、またそれだけの重みのある職だと思ひますが、確かにアジアの他の通貨を心配するという場面に立つたのは

私が初めてかもしれません。しかし、そういう状況に現に日本があり、その中で一定の役割を果たすことを期待され、現に日本は果たしつつあります。そして、それは議員のお目に触れておりますもの、お目に触れておられないもの、さまざまのものがあつてしまふ。報道されておりますもの、報道されておらずもの、当然ながらこうした課題についてはございませう。

私としては、でき得る限りすべての御協力をいただきながらこの事態を乗り切つていき、それがアジアの安定にも寄与していくことを御理解願ひたいと心から願つております。

○委員(長石川弘君) 以上で内閣総理大臣に対する質疑は終了いたします。橋本内閣総理大臣は退席されて結構でございます。他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。これより両案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

今、大蔵省がなすべきことは、長年の裁量行政の間にしみついた業界との癒着、なれ合い体質を一掃するために、徹底した内部調査を行い、その結果に基づき関係者の責任を明確にすることであり、そのことなくして最大三十兆円にも上る公的資金の投入に国民の理解は全く得られないであらうことを強く指摘しておきたいと思ひます。

今回の金融二法に對する第一の理由は、公的資金は住専と信用組合の破綻処理以外に使用しないという政府のこれまでの公約に反してゐるからであります。

公的資金を投入しないで済むような金融行政が展開できなかったその責任はまさに重大であります。さらに、政府提出の両法案は公的資金の投入について有効な歯止めを持つておりません。これは金融機関のモラルハザードを招き、安易に国民負担を増大させるおそれがあります。

第二に、我々は、公的資金の投入については、徹底した情報開示と金融機関経営者の責任を明確にすることを前提に、金融機関の破綻処理に伴う預金者保護に限定すべきであると考えながらであります。また、金融機関の破綻処理に当たっては、公的資金を最小にするという原則を貫くことが重要であり、特別預金保険料という形で金融機関の自己負担の増大を求めていくべきであると考えます。

第三に、公的資金による優先株等の引き受けについては、破綻処理に伴う受け皿銀行に限定して行うべきであり、一般金融機関への資本注入には反対であります。

今回の金融機能の安定化のための緊急措置に關する法律案は、信用秩序の維持という大義名分のもとに、一般金融機関の救済を預金者保護の原則を超えて行おうとするものであります。

第四に、預金保険法改正案の中での整理回収銀行の機能強化は、主に債務者の担保不動産への立入調査権にとどまつており、全く不十分なものであります。

整理回収銀行を早急に公的機関である整理回収

機構に改組し、これに日本版R.T.C.の機能を持たせるべきであり、悪質な借り手のみならず、関係する銀行や経営者に不正があった場合には告発の義務を負わせるべきであります。このようにして初めて債権の回収が強力に推進されることになるのであります。

最後に、今日の経済不況と金融不安を招いた原因はひとえに橋本内閣のとり続けてきた政策にあり、国民への公約に違反して最大三十兆円もの公的資金を投入せざるを得なくなつた責任は内閣総辞職にも値するものであることを指摘して、私の反対討論を終わります。

○岡利定君 私は、自由民主党、社会民主党・護憲連合を代表いたしまして、ただいま議題となりました預金保険法の一部を改正する法律案及び金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案について、賛成の立場から討論を行います。

両法案は、我が国の金融環境の変化に対応して、破綻金融機関についての確実な処理を行うとともに、金融機関の自己資本充実のための措置を講ずることにより、預金者の保護と信用秩序の維持を図ることを目的とするものであります。

以下、両案に対する賛成の理由を申し上げます。

賛成の第一の理由は、この措置により預金者を保護する体制が強化されることであります。

第二には、不良債権の回収体制を強化する措置として預金保険機構に罰則付きの立入調査権を付与し、公平かつ適正な措置を講じてあることであります。

第三は、金融システムの安定のため、金融機関に優先株等を導入して自己資本を充実させる制度を設ける点であります。

さらに、安易な自己資本の注入にならないよう、経営の健全化計画を策定し、民間の有識者を含めた審査機関において全員一致による議決、審査機関の議事録の公表及び閣議による了承が法律に盛り込まれており、破綻金融機関の救済や経営規律の低下を引き起こさないよう最大限配慮されたものであります。

ものであります。

以上、賛成の理由を申し述べましたが、最後に、預金者保護は当然のことではあります。政府において、優先株式等の引き受け等に当たり、透明性のある基準を設けること、さらに破綻金融機関の経営者の責任追及や経営合理化について適切に対応されますことを強く要望いたしまして、私の討論を終わります。

○牛嶋正君 私は、公明を代表し、ただいま議題になりました預金保険法の一部を改正する法律案に賛成の、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案に反対の討論を行うものであります。

まず、申し上げたいことは、三十兆円に達する公的資金を導入せざるを得なくなつた政府の責任が不明確であることであります。今回の金融不安の直接的な原因は、昨年、政府が景気判断を誤り、体力の弱っている我が国経済にGDPの約二%に近い九兆円に及ぶ消費増税などの増税を強行し、加えてデフレ予算により景気が著しく悪化し、株価が暴落し、自己資本比率が低下したために起こつたのであります。

もし、九兆円に及ぶ増税等がなかったら景気は悪化せず、したがって金融不安は深刻化せず、三十兆円の投入もなかったと言わざるを得ません。政府は財政均衡路線に必要以上に固執したため、九兆円の増税等に加えて三十兆円の負担が国民の肩にかかろうとしておりますが、政府は何の責任もとておらず、納得できないのであります。

第二は、優先株等の引き受け条件が法律に明記されず、非効率金融機関を温存し、いわゆる護送船団的行政が継続されるおそれ大きいことであります。

金融安定の根本は、自己責任の原則、情報開示の確立にあります。しかし、さきの大蔵省の金融検査官の不正問題はこの原則が完全に地に落ちたことを明らかにしました。こうした体質を温存したまま公的資金を導入することは許されるものではありません。

また、優先株等の引き受けを決める金融危機管理審査委員会が果たして公正性の確保ができるかが疑問であります。この審査委員会にはパブルを放置し、その収束に失敗した大蔵省や日銀等の大臣や総裁が入っており、さらに民間人の三人のメンバーは、国会の同意が必要とはいえ、内閣が任命することになっております。果たして本心に公平を期せるのか疑問であります。個別金融機関の救済になったり、裁量行政が続くのではないかとこの疑念は払拭できないのであります。

第三に、リストラ、合理化が大幅におくれている金融機関の発行する優先株等を引き受けることについてであります。

パブル崩壊後七年が経過してはいますが、不良債権の処理は大幅におくれており、また他の民間産業に比べ高水準の給与等の改善もほとんど進んでおりません。さらには、金融当局に対する接待や総会屋に対する利益の提供など目に余る不祥事を相次いで引き起こしており、自己改革に対する真剣な姿勢は全く見られないのであります。公的資金を投入することは困つたら助けてくれるということになり、モラルハザードを招きかねないのであります。

進展する金融ビッグバン等を考えると、今後金融機関の破綻は避けられないのではないかと思ふのであります。国民の教育資金や住宅資金、老後の大切な預金を何としても守らなければなりません。したがって、二〇〇一年三月までの措置として預金保険法の一部改正案に賛成をするものであります。

以上で私の討論を終わります。

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、預金保険法一部改正案及び金融機能安定化緊急措置法案に対して、反対の討論を行います。

両法案は、昨秋以降の北海道拓殖銀行、山一証券を初め、一連の金融機関の破綻が相次ぎ、我が国金融機関の健全性が問われ、内外の信用が急速に低下したことを発端としています。さらに、法案提出後、大蔵省の腐敗、不祥事が明るみに出

され、大蔵省がこれらの破綻に大きくかかわつていた疑いが浮かび上がってきました。したがって、法案審議の前提として、金融機関の破綻の原因と責任、大蔵省がその過程でどうかかわつたのかを明らかにすることが不可欠であります。

ところが、本委員会において、これらの解明に最低限必要なものとして、野党が共同して要求している関係金融機関の検査資料などについてまだ提出されておられません。このままでは本法案の採決の最低条件をも満たしておりません。

さて、二法案の内容についてであります。

二法案は、金融機関の破綻処理のために十七兆円、一般金融機関の自己資本充実のための優先株引き受けで十三兆円、合わせて三十兆円の巨額の公的資金を投じる銀行支援法案であります。

まず、預金保険法改正案についてであります。本法案は金融機関の破綻処理に不足する資金に公的資金を充てるものであり、その費用は金融システム内で賄うというこれまでの政府方針を大転換するものであり、国民に対する重大な公約違反であります。預金者保護のために必要な、保険料の見直しで対応するのが筋であります。特に、負債に占める付保預金の比率の少ない大銀行は、現行の一律保険料率のもとで負担が過小となっており、さらに負担を求めることは可能であります。

次に、金融安定化緊急措置法案についてであります。

本法案は、第一に、健全な大銀行の発行する優先株等を引き受け、資本注入することによって自己資本をさらに大きくしようとするものであります。これは、金融ビッグバンの中で、我が国の大銀行が国際的な競争で生き残れるようにさらに体力を増強するものにはかなりません。

第二に、法案は、巨額の公的資金を投じる一方、それを受ける銀行の責任を問う仕組みは何ら設けられておりません。これでは幾ら乱脈経営を行つてもみずからツケが回ってくる心配はなく、自己資本が不足すればいつでも公的資金が注

入されるという、文字どおりのモラルハザードの仕組みであると言わざるを得ません。

第三に、公的資金に依存して自己資本の増強を図ったとしても、我が国金融に対する内外の信用を回復することにはつながりません。また、貸し渋り対策としても、大銀行の貸出政策を変えない限り効果は期待できません。

第四に、三十兆円の公的資金は未曾有の破綻状態にある我が国財政を一層悪化させ、いずれ国民の負担増となることは必至であります。

以上の理由から、二法案には断固反対の意を表明して、討論といたします。

○星野朋市君 私は、自由党を代表して、政府提出の預金保険法の二部を改正する法律案に賛成し、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案に反対する立場から討論をいたします。

統廃する大蔵省関連の不祥事は、まさに政官業癒着の典型であり、護送船団行政のなれの果てであります。今や金融行政、銀行業界への国民の信頼など一かけらもありません。金融システムへの不安を解消するための第一歩は、事前指導型の裁量行政から事後チェック型のルール行政へと明確に転換し、行政の透明性を高めて市場の信頼を取り戻すことでもあります。

さて、私も自由党が今回の預金保険法改正案に賛成いたしますのは、二年間もおくれたとはいえず、住専処理の際、私も旧新進党が主張しておりました日本版R.T.C.の設立によりやく政府・与党が重い腰を上げたからであります。私たちは、会社更生法を前提とする法的処理によって破綻金融機関の経営者の民事上、刑事上の責任を追及し、また強力に不良債権を回収する機構を設立した上で、預金保証の不足資金に限り公的資金を投入する不良債権処理公社案を主張いたしました。今回の預金保険法改正案は、基本的には二年前から今日に至るまで私どもが一貫して主張していた線に沿っており、それゆえ極めて速きに失したとはいえず賛成するものであります。

次に、金融安定化法案に反対する理由を申し上げ

ます。優先株等の公的資金による引き受けは、護送船団行政を強化して金融機関の経営を救済するものであり、真つ向から金融ビッグバンの原理に逆行します。

健全な金融機関であればマーケットから資本を調達できるので、経営内容を政府に干渉されてまで公的資金の投入を望まないのは当然であります。不健全な金融機関は公的資金の投入を望んでおりますが、それでは不良行のレッテルを張られるのに等しく、信用は著しく失墜いたします。その結果、密室の行政指導が行われ、健全な金融機関に優先株などを強制的に発行させて公的資金を注入することになるのは目に見えております。これこそ官が民を指導、誘導する護送船団型の裁量行政への逆戻りであり、政官業癒着による不祥事の温床を再生産するものであります。

このような公的資本注入は、自主的な経営努力によって八割あるいは四割の自己資本比率をクリアしたまじめな金融機関との間に著しい不公平を生み出します。また、資本不足に陥って倒産していく一般企業に比べて、余りにも不公平な金融機関優遇であります。モラルハザードは日本全土に蔓延するに違いありません。

さらに、国際的に見ても、公的資金の注入によって競争力を取り戻す日本の銀行に対して批判が集中し、その信用は失墜するに違いありません。公的資本注入は、システムリスクを回避するために受け皿銀行となった銀行が市場で資本調達ができなくなった場合に限らなければなりません。

本来、預金者保護に限定されなければならない公的資金が、いつの間にか貸し渋り対策と混同され、金融機関の経営救済のために用意されようとしているのであります。

以上、政府提出の預金保険法の一部を改正する法律案に賛成し、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案に反対する理由を申し述べ、私の討論を終わります。

○委員長(石川弘君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより順次両案の採決に入ります。まず、預金保険法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(石川弘君) 多数と認めます。よって、

本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(石川弘君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石川弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十五分散会

平成十年三月三日印刷

平成十年三月四日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局